

**常呂川水系河川整備計画（案）
（国管理区間）**

平成 20 年 12 月

北 海 道 開 発 局

標高値は、2000 年度改正の新基本水準点に基づき表示しているが、必要に応じて
旧基本水準点(2000 年度改正前)に基づく表示とし、その旨明記した。

目 次

1. 河川整備計画の目標に関する事項.....	1
1-1 流域及び河川の概要.....	1
1-2 河川整備の現状と課題.....	7
1-2-1 治水の現状と課題.....	7
(1) 治水事業の沿革.....	7
(2) 洪水の概要.....	10
(3) 治水上の特徴と課題.....	13
1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題.....	14
(1) 現況の流況と水利用.....	14
(2) 水質.....	17
(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況.....	22
(4) 魚類の遡上環境等.....	27
(5) 河川景観.....	28
(6) 河川空間の利用.....	29
(7) 河川の適正な利用及び河川環境上の課題.....	30
1-3 河川整備計画の目標.....	31
1-3-1 河川整備の基本理念.....	31
1-3-2 河川整備計画の対象区間.....	32
1-3-3 河川整備計画の対象期間等.....	34
1-3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標.....	34
1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標.....	36
(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標.....	36
(2) 河川水の適正な利用に関する目標.....	36
1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標.....	36
(1) 河川環境の整備と保全に関する目標.....	36
(2) 河川空間の利用に関する目標.....	36
2. 河川整備の実施に関する事項.....	37
2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所.....	37
並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	37
2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	37
(1) 洪水を安全に流下させるための対策.....	37
(2) 内水対策.....	41
(3) 広域防災対策.....	42
2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	43
2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項.....	43
(1) 河畔林の保全、河岸の多様化.....	43
(2) 魚類等の移動の連続性.....	44

(3) 河川景観の保全と形成.....	44
(4) 人と川とのふれあいに関する整備.....	45
2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	46
2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	46
(1) 河川の維持管理.....	46
(2) 危機管理体制の整備.....	52
(3) 災害復旧.....	54
2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持.....	55
並びに河川環境の整備と保全に関する事項.....	55
(1) 水質の保全・改善.....	55
(2) 水質事故への対応.....	55
(3) 渇水への対応.....	55
(4) 河川空間への適正な利用.....	56
(5) 河川美化のための体制.....	56
(6) 地域と一体となった河川管理.....	56

1. 河川整備計画の目標に関する事項

1-1 流域及び河川の概要

「北海道の地名^{注)}」によれば常呂川という名は、アイヌ語の「ト・コロ・ペツ」(沼・を持つ・川)に由来している。

常呂川は、その源を北海道常呂郡置戸町三国山(標高 1,541m)に発し山間部を流下し、置戸町勝山において、仁居常呂川を合わせ置戸町、訓子府町を経て、北見市内において無加川を合わせ、北見盆地を貫流し、狭窄部を流下し仁頃川を合わせ、常呂平野を経てオホーツク海に注ぐ、幹川流路延長 120km、流域面積 1,930km²の一級河川である。

その流域は、北見市(平成 18 年 3 月、北見市、端野町、留辺蘂町、常呂町が合併)、訓子府町、置戸町の 1 市 2 町からなり、オホーツク圏における社会・経済・文化の中核をなしている。

常呂川の河床勾配は、三国山から置戸市街部付近に至る源流部は 1/30～1/150 程度、置戸市街部付近から無加川合流点付近に至る上流部が 1/150～1/300 程度、無加川合流点付近から仁頃川合流点付近に至る中流部が 1/300～1/600 程度、仁頃川合流点付近から河口に至る下流部は 1/1,400～1/5,000 程度である。

流域の土地利用は、山林等が約 82%、農地が約 16%、宅地等の市街地が約 2%となっており、流域内は森林資源等に恵まれている。

流域は農業、水産業が盛んで、中下流部は農地として明治初期からひらけ、河口沿岸ではホタテの養殖などの漁業が行われており、タマネギや甜菜、ホタテの全国有数の産地となっている。

注) 「北海道の地名」： 山田秀三著

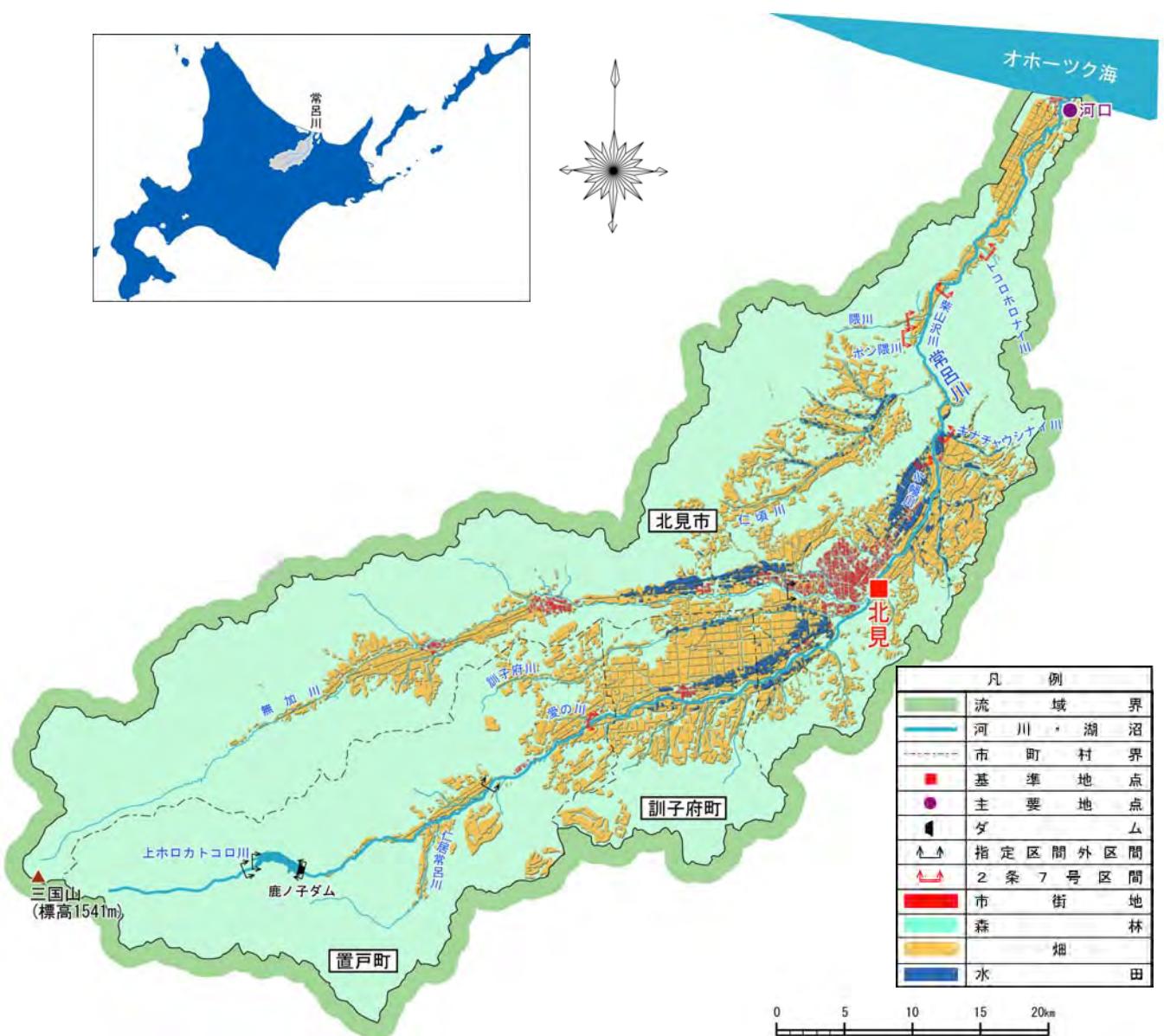


図 1-1 常呂川流域図

流域の気候は、オホーツク海側気候区に属し、梅雨や台風の影響を受けることが少なく、道内では比較的温和な気候である。

流域の年間降水量は約 800mm と全国でも降水量が少ない地域であり、特に、春から夏にかけての降水量は極めて少ない。

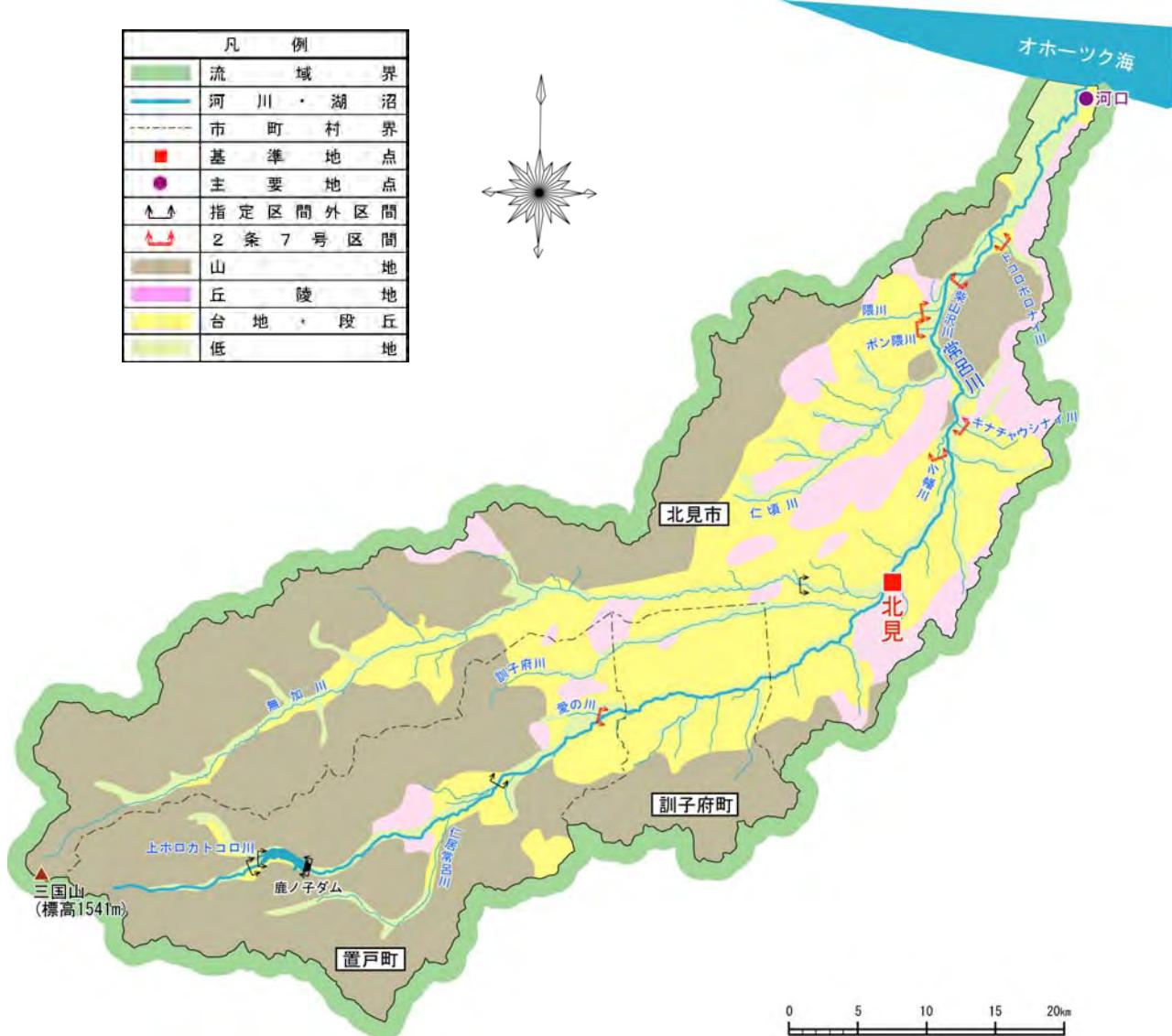
流域の地形は、大きく、山地、丘陵地、台地、低地の 4 種に分類される。

山地は、たいせつ大雪山系の東端から支湧別山地、置戸山地、仁頃山地など、広い範囲に分布し、比較的急峻な大起伏山地である源流部をはじめ、地域全体としては小起伏が多い。

丘陵地は、北見台地と仁頃台地を分ける北見丘陵地や、サロマ湖と能取湖との間から北見盆地まで延びた常呂丘陵地、北見東方の北見台地と網走川流域の美幌台地を隔てる栄森丘陵地がある。盆地は、北見市を中心とする北見盆地が代表的なもので、常呂川本川や支川の無加川、訓子府川などにおいて、数段の河岸段丘群を形成しており、網走地方における最大の内陸凹地となっている。

また、仁頃山地と北見丘陵地との間の仁頃川流域には仁頃台地があり、また、無加川上流には小規模に発達した段丘地形である温根湯台地がある。

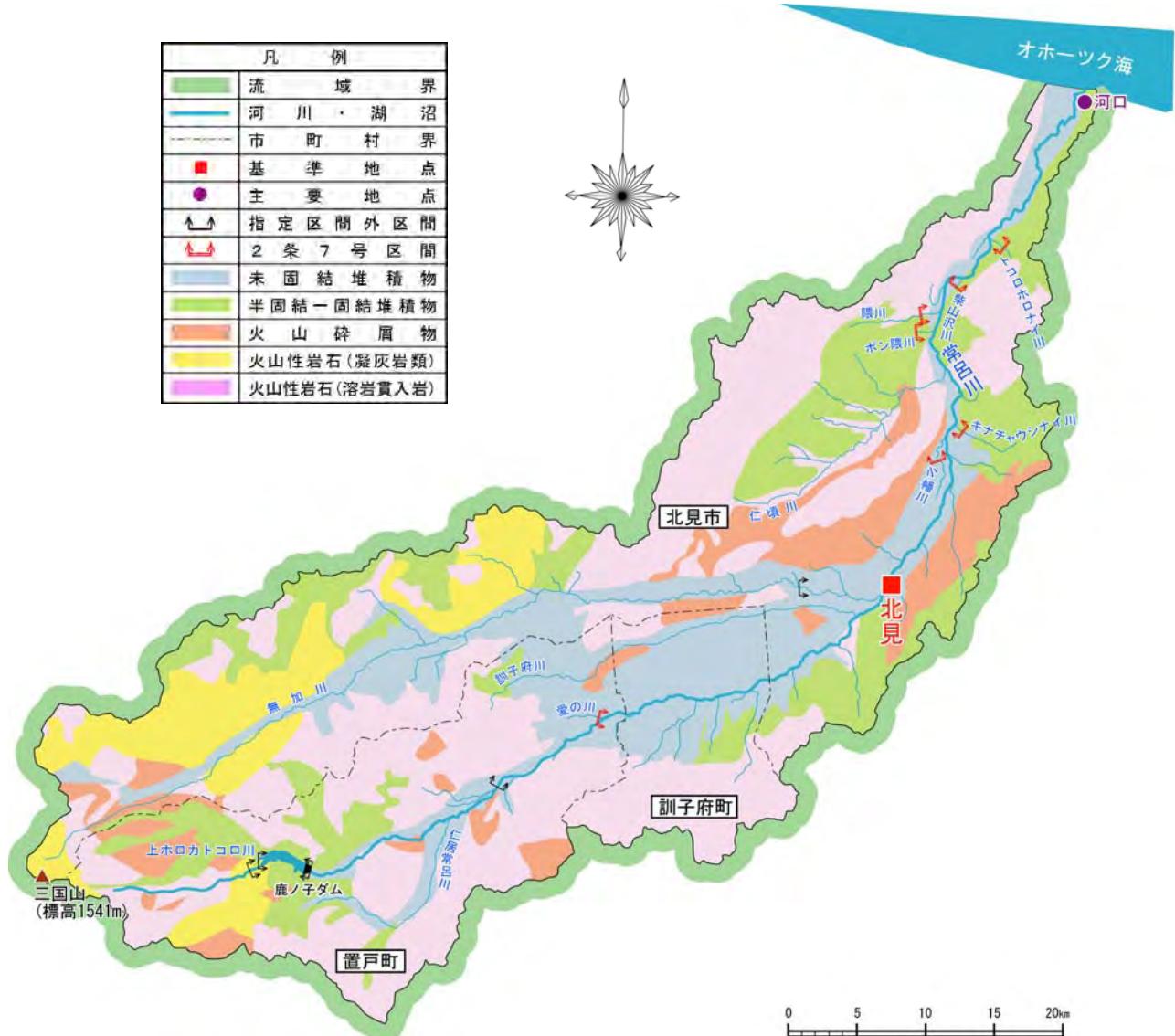
低地は、サロマ湖の砂州および砂丘、三角州、扇状地を含む常呂低地が、流域内としては常呂川河口付近に狭い範囲で分布する。



(出典：土地分類図(北海道VI 網走支庁)
財団法人日本地図センター発行)

図 1-2 地形図

流域の地質は、主に火山岩や火山碎屑岩からなる新第三系が分布する西部地域、白亜系や先白亜系が分布する中部地域、新第三系の非火山性堆積岩類が分布する東端部地域に分けられる。また、常呂川本流の中・下流域には、砂礫を主体とした第四紀更新世の段丘堆積物が分布し、特に北見盆地ではかなりの広範囲に認められ、河口付近には厚さ2~3mの低位泥炭の分布が認められる。



(出典：土地分類図(北海道VI 網走支庁)
財団法人日本地図センター発行)

図 1-3 地質図

流域の主要な交通網は、旭川市から北見市、網走市方面に通じる国道 39 号、網走市から稚内市に至る国道 238 号、北見市から佐呂間町、旭川市方面に通じる国道 333 号、遠軽町方面から北見市、置戸町を通り、帯広市方面に通じる国道 242 号などがある。また、道央圏とオホーツク地方を結ぶ JR 石北本線(新旭川～網走)をはじめ、現在、網走市と北見市および陸別町を結ぶ地域高規格道路整備の計画が進められているなど、交通の要衝となっている。

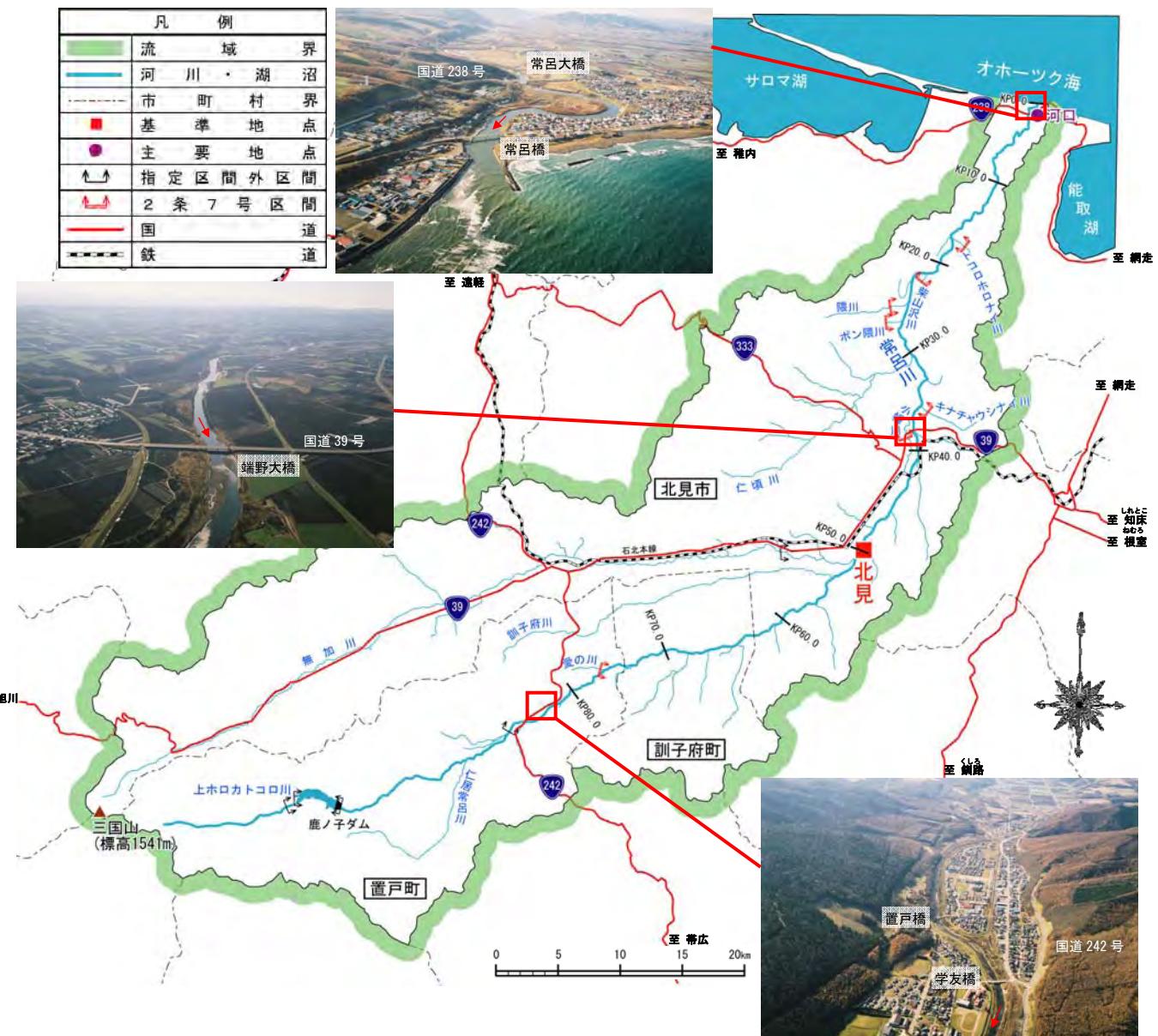


図 1-4 基幹交通施設位置図

1-2 河川整備の現状と課題

1-2-1 治水の現状と課題

(1) 治水事業の沿革

常呂川の治水事業は、明治2年には開拓使が置かれたことで始まった北海道の開拓とともにはじまり、以後、明治30年に発足した網走支庁による常呂川の流木除去、浚渫等の河川工事が行われてきた。

本格的な治水事業は、その後の大正8年9月に発生した洪水を契機に実施された。

この洪水では、9月19日から3日間降り続いた豪雨により、河川が氾濫し、死者8人、600戸を超える家屋の流出・浸水等の被害が発生した。この洪水を踏まえ、大正10年から北海道第1期拓殖計画の一環として、常呂川沿川の低平地の洪水氾濫を減少させるため、河口における計画高水流量を5万立法尺(約 $1,400\text{m}^3/\text{s}$)として築堤工事に着手したが、翌大正11年8月にも度重なって大きな洪水被害を受け、捷水路工事等の治水工事が早急に進められ、現在の常呂左右岸築堤にあたる堤防が築かれた。その後、昭和2年の第2期拓殖計画の実施にあたり、大正11年8月洪水を受けて、計画を再検討し河口における計画高水流量を7万5千立法尺(約 $2,100\text{m}^3/\text{s}$)、北見地点における計画高水流量を4万立法尺(約 $1,100\text{m}^3/\text{s}$)に改定し、置戸町境野から河口までの区間において、築堤、河道掘削等を実施した。



常呂川氾濫の被害状況の視察（大正8年）



常呂川治水工事風景（大正10年頃）



図 1-5 常呂川・網走川治水計画平面図（昭和3年版）

（出典：「河川要覧」北海道庁刊）

戦後、昭和 25 年の北海道開発法の制定による北海道総合開発計画に基づき、治水事業は推進され、昭和 32 年には、常呂川総体計画の立案にあたり、計画を見直し、北見における計画高水流量を約 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ とした。

昭和 40 年の新河川法施行を受け、昭和 42 年に常呂川水系が一級河川に指定され、昭和 43 年に北見地点で基本高水流量を $1,900\text{m}^3/\text{s}$ 、計画高水流量を $1,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、 $300\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節施設により調節する工事実施基本計画を策定し、河道の掘削、堤防の新築及び拡築、護岸設置等を実施してきた。

また、この計画に基づき、昭和 50 年に鹿ノ子ダムの建設に着手し、昭和 59 年に供用を開始した。

常呂川水系最大の支川である無加川の治水事業は、昭和 22 年 9 月に本道を襲ったカスリン台風を契機として、北海道が昭和 28 年に改修に着手し、堤防の新築、河道の掘削、護岸設置等を実施している。

その後、河道掘削等を継続してきたが、平成 4 年 9 月洪水や平成 13 年 9 月洪水等で大きな被害を受け、以後、現在まで築堤の完成化や河道掘削等を実施している。

また、平成 18 年 8 月洪水では、平成 13 年 9 月と同規模の豪雨に見舞われ、太茶苗観測所では計画高水位を上回り、既往最高水位を記録した。

現在、昭和 50 年の 2 度にわたる洪水を契機とした河口付近の大きく曲がった河道の改良工事に先立ち必要となる埋蔵文化財調査が完了し、河口狭窄部の拡幅を合わせて本格的な改修を実施している。



図 1-6 これまでの治水対策



図 1-7 縄文・続縄文・擦文・オホーツク、アイヌ文化など稀に見る多層遺跡

平成 9 年の河川法改正に伴い、常呂川水系河川整備基本方針を平成 19 年 3 月に策定した。この基本方針では、昭和 43 年の常呂川水系工事実施基本計画の流量を検証の上、北見地点の基本高水ピーク流量を $1,900\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により、 $300\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行い、河道への配分流量を $1,600\text{m}^3/\text{s}$ とした。

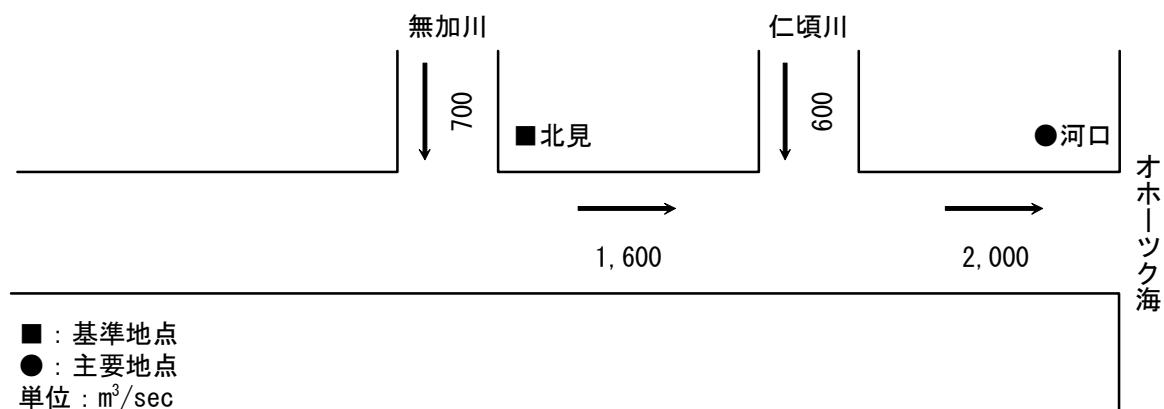


図 1-8 常呂川水系河川整備基本方針における常呂川計画高水流量配分図

(2) 洪水の概要

常呂川流域の主な洪水被害の概要を表 1-1 に示す。常呂川流域では、大正 8 年 9 月洪水や大正 11 年 8 月洪水により被害を受け、築堤、捷水路の開削等の治水事業が本格的に行われてきた。近年では、平成 4 年 9 月洪水及び平成 13 年 9 月洪水における下流部の洪水氾濫により、特に北見市街の下流から河口までの区間において多大な被害が発生した。さらに、平成 18 年には 2 度にわたり、大規模な洪水が発生しており、下流域では計画高水位を超過するとともに、支川が氾濫する等の被害が顕在化している。特に 8 月の洪水は、北見基準点において戦後最大の洪水となつた。

表 1-1 常呂川の主な既往洪水被害の概要

洪水発生年月	気象要因	流域平均 一雨雨量 北見地点(mm)	北見地点流量 (m ³ /s)	被害状況
大正 8 年 9 月	台風	186.1	不明 (記録無し)	被害家屋(戸) 637 氾濫面積(ha) 不明
大正 11 年 8 月	台風	182.1	1,610(推定)	被害家屋(戸) 1093 氾濫面積(ha) 2160
昭和 46 年 10 月	低気圧	60.6	261	被害家屋(戸) 24 氾濫面積(ha) 411
昭和 50 年 8 月	台風	153.2	661	被害家屋(戸) 349 氾濫面積(ha) 494
昭和 50 年 9 月	低気圧・前線	70.9	508	被害家屋(戸) 1060 氾濫面積(ha) 1111
昭和 54 年 10 月	台風	101.6	586	被害家屋(戸) 277 氾濫面積(ha) 592
昭和 56 年 8 月上旬	台風	113.3	390	被害家屋(戸) 0 氾濫面積(ha) 2072
昭和 56 年 8 月下旬	台風	43.7	150	被害家屋(戸) 8 氾濫面積(ha) 1070
平成 4 年 8 月	台風	57.5	364	被害家屋(戸) 6 氾濫面積(ha) 352
平成 4 年 9 月	台風	99.0	671	被害家屋(戸) 26 氾濫面積(ha) 690
平成 10 年 8 月	前線	126.0	635	被害家屋(戸) 11 氾濫面積(ha) 0
平成 10 年 9 月	台風	101.4	898	被害家屋(戸) 8 氾濫面積(ha) 0
平成 13 年 9 月	台風	175.1	932	被害家屋(戸) 2 氾濫面積(ha) 1037
平成 18 年 8 月	前線	175.5	1,030	被害家屋(戸) - 氾濫面積(ha) 7
平成 18 年 10 月	低気圧	152.8	685	被害家屋(戸) 21 氾濫面積(ha) 269

注 1) 被害等は、「市町村史」(T8, T11, S7, S10, S23) 及び「北海道災害記録」による。

注 2) 北海道災害記録による被害等は集計上、支川、内水被害を含む。北見市の被害は流域外も含む。

注 3) 昭和 37 年 4 月洪水は、融雪による氾濫被害。

注 4) 平成 18 年 8 月及び 10 月洪水は、速報値。



昭和 50 年 8 月洪水時状況（北見市 河口地区の氾濫）



昭和 50 年 8 月洪水の状況
(北見市 朝日地区の家屋浸水)



昭和 50 年 8 月洪水の状況
(北見市 福山地区の家屋浸水)



平成 4 年 9 月洪水の状況
(北見市 常呂地区基盤漏水への対応)



平成 4 年 9 月洪水の状況
(北見市 福山地区 内水による畠の冠水)



平成 10 年 9 月洪水の流下状況
(北見市)



平成 13 年 9 月洪水の状況
(北見市 福山地区)



平成 13 年 9 月洪水の流下状況



平成 18 年 8 月洪水の状況
(北見市 福山地区)



平成 18 年 10 月洪水の状況
(北見市 日吉地区)

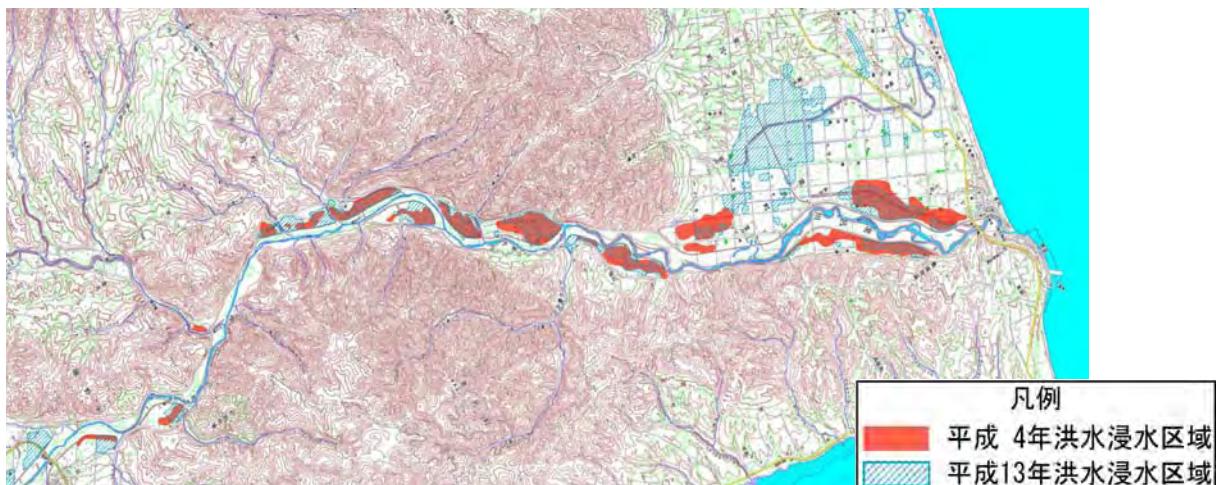


図 1-9 洪水被害 浸水実績図

(3) 治水上の特徴と課題

常呂川は、明治より、河道の掘削及び堤防の整備などの河川改修及び洪水調節施設の整備を実施してきたが、未だ整備途上である。

戦後最大規模の洪水である平成18年8月の降雨により発生する洪水流量を支川の整備状況を考慮し、安全に流下するための河道断面が、下流部及び上流部の一部の区間において不足している。特に、下流部においては、低水路が大きく蛇行し、河岸には樹木が繁茂しており、未だ洪水を安全に流下するための河道断面が確保されていない。しかしながら、現況の連続した河畔林及び多様な水際等、良好な動植物の生息・生育・繁殖環境への影響や、周辺の土地利用等があるため、大幅な河道の改修には十分な検討が必要である。

河道の掘削にあたっては、サケ、カラフトマス等が遡上・産卵し、また、ヤナギ類の群落を中心とした河畔林が連続するなど豊かな自然環境を有していることから、これらの良好な環境に配慮しながら実施していく必要がある。

河川堤防については、ほぼ全川において整備を進めてきたが、一部、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所がある。歴史的な経緯の中で建設された土木構造物である堤防は、内部構造が不明確な場合もある。また、常呂川においては、大正10年以降の新水路工事と合わせて整備されており、旧川跡地などに堤防が築造されている箇所も存在するなど、特に堤防の安全性に留意する必要がある。このため、堤防が完成している箇所においても安全性の点検を行い、機能の維持及び安全性の確保を図るため、必要に応じて堤防強化対策を実施していく必要がある。また、河岸が堤防に接近している箇所では、洪水による河岸浸食・洗掘により堤防の安全性が損なわれる恐れの生じた区間は、必要に応じて河岸保護等の対策を図る必要がある。

河口から北見市端野町にかかる下流の区間では、内水被害を生じやすいため、効率的な内水排除の為の対策が必要である。

河川管理施設は老朽化の進行及び破損等により、機能障害に陥ることがないよう、効率的、効果的な点検・整備及び更新を行い、長期にわたり最大限の機能を發揮させる必要がある。

更に、治水施設の整備には効果発現までに長期間を要すること、また計画規模を上回る洪水が発生する可能性があることを踏まえ、避難誘導施策など、危機管理上の対策についても充実を図る必要がある。



旧川跡地に築造された堤防

1-2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題

(1) 現況の流況と水利用

常呂川の年間を通じた流況を見ると、流域が積雪地域にあるため、4月から5月にかけての融雪期は、年間を通じ流量が最も豊富であるが、降雪期を含む12月から翌年3月中旬頃までは流量が少なく変動は小さい。

また、北見地点では、1/10 渴水流量^{注)}を流域面積 100km²当たりの流量で見ると 0.35m³/s(昭和45年～平成17年)となっている。

注) 1/10 渴水流量とは、既往の水文資料から抽出した10ヶ年の第1位相当の渴水流量であって、観測期間が最近30年間の場合は年々の渴水流量の下から3位、20年間の場合は下から2位、または10年間の場合は最小のもの

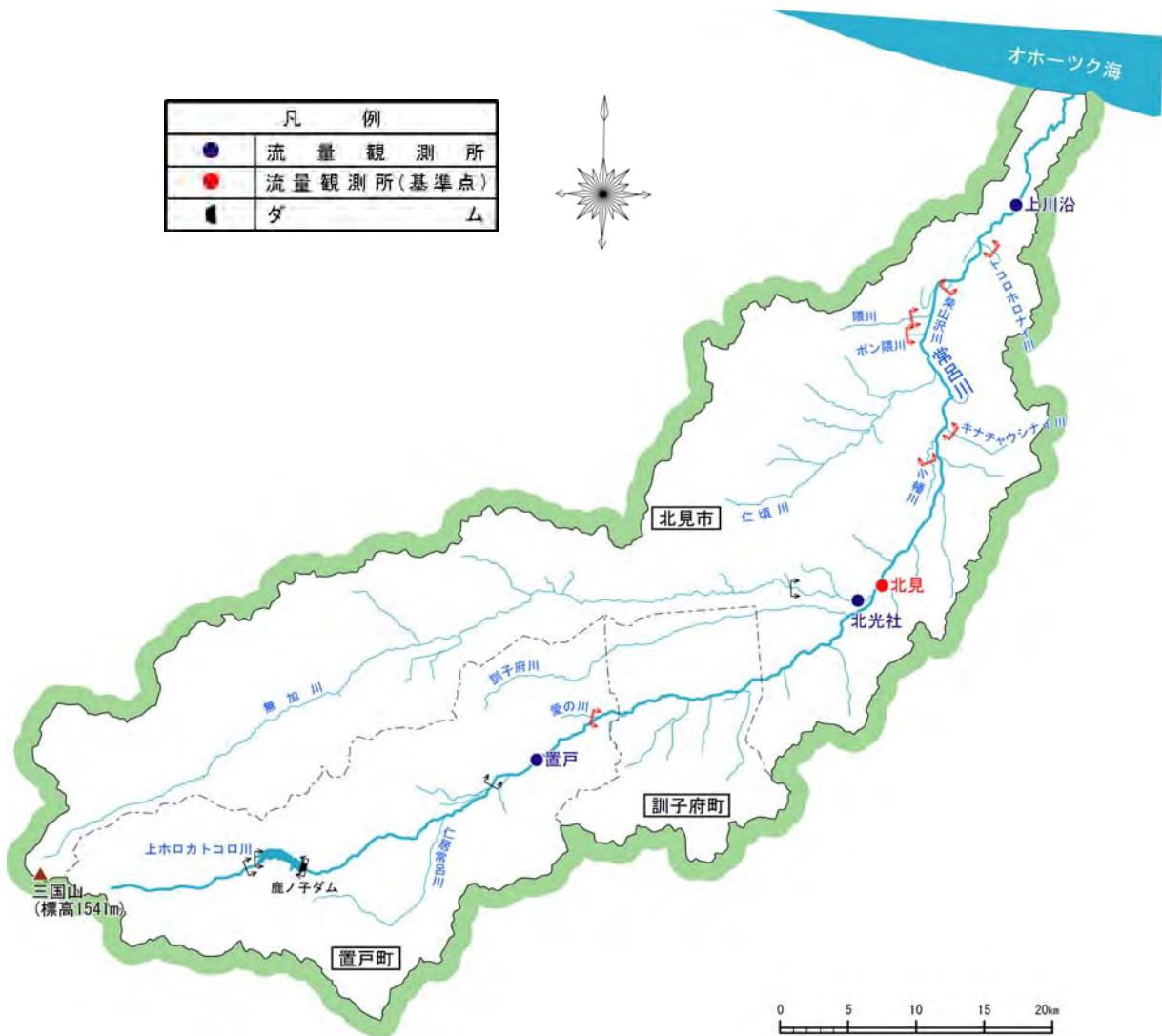


図 1-10 基準地點位置図

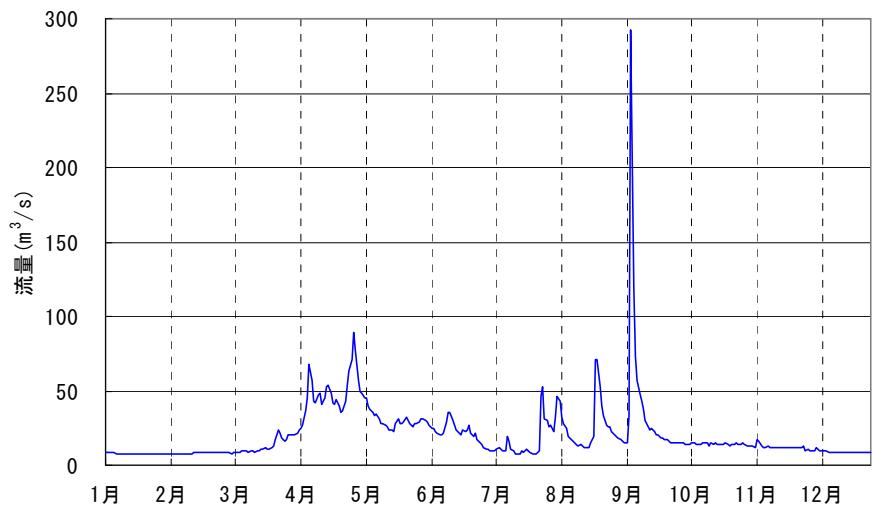


図 1-11 日平均流量の年変化(常呂川 北見地点 平成 17 年)

表 1-2 常呂川流域の流況

観測所名	集水面積 (km ²)	豊水流量 ^{注1)} (m ³ /s)	平水流量 ^{注2)} (m ³ /s)	低水流量 ^{注3)} (m ³ /s)	渴水流量 ^{注4)} (m ³ /s)	1/10 渴水流量		観測期間
						流量 (m ³ /s)	比流量 ^{注5)} (m ³ /s/100km ²)	
北見	1,394	23.16	13.77	9.79	6.90	4.83	0.35	S45～H17

注1) 豊水流量とは、1年を通じて95日はこれを下回らない流量

注2) 平水流量とは、1年を通じて185日はこれを下回らない流量

注3) 低水流量とは、1年を通じて275日はこれを下回らない流量

注4) 渴水流量とは、1年を通じて355日はこれを下回らない流量

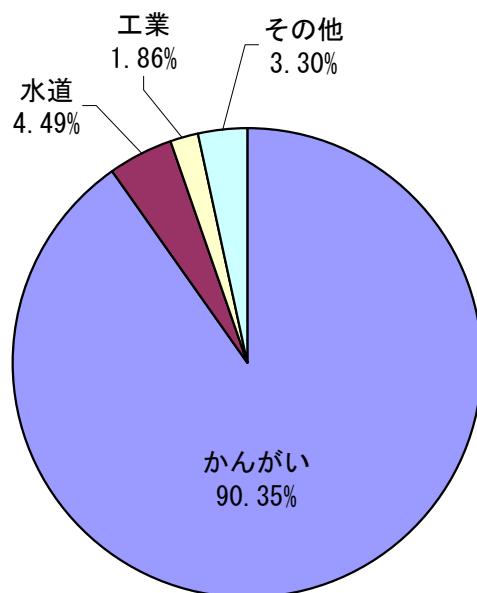
注5) 比流量とは、流域面積100km²あたりの流量

常呂川の流水は、地域の産業や人々の生活をささえ、地域社会の発展に寄与している。

常呂川水系における河川水の利用については、明治の開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在では表 1-3 に示すとおり、約 6,600ha に及ぶ農地のかんがいに利用され、水道用水としては、置戸町、訓子府町、北見市に利用されている。また、製糖業等の工業用水や防火用水等として利用されている。

表 1-3 常呂川の水利権（平成 18 年 4 月現在）

種別	件数	最大取水量(m ³ /s)
かんがい用水	164	18.90
水道用水	9	0.94
工業用水	2	0.39
その他	3	0.69
合計	178	20.92



注) 数値は、水利権の最大取水量による。

図 1-12 常呂川の水利権の状況

(2) 水質

常呂川水系における水質汚濁に係る環境基準の類型指定は表 1-4、図 1-13 に示すとおりであり、北見市北上 300 番地 1 地先(旧北上浄水場取水口跡)より上流側は A 類型、下流側は B 類型に指定されている。

水質については、BOD75%値は、概ね環境基準値程度で推移しているが、大腸菌群数は環境基準値を超えており、流域内で連携した対策が必要である。そのため、公共下水道事業および農業集落排水処理事業等の整備促進、家畜排泄物対策の推進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減等の取り組みが行われている。

また、平成 19 年には局所的な集中豪雨による流域からの土砂流入により、北見市の上水道が取水停止するような事態が生じており、平成 19 年 12 月に未舗装道路の流木チップを用いた簡易的な舗装、土砂の流出対策についての農家への普及など関係機関で対応可能な具体的な対策について取りまとめたところである。さらに河口の沖合いは、ホタテの良好な漁場であり、大規模な出水時の過剰な土砂の流出は、これらの生息環境へ影響を与えることが指摘されており、引き続き関係機関と連携し、必要に応じ対策の検討を行う必要がある。

表 1-4 生活環境の保全に関する環境基準(河川)の類型指定

水系名	水域名	該当類型	達成期間	基準地点名	備考
常呂川	常呂川上流 【北見市北上 300 番地 1 地先(旧北上浄水場取水口跡)から上流】	A	イ	金比羅橋 (上常呂)	H12. 3. 31 指定 (道告示 第 531 号)
	常呂川下流 【北見市北上 300 番地 1 地先(旧北上浄水場取水口跡)から下流】	B	ロ	忠志橋	

注)達成期間の「イ」は直ちに達成、「ロ」は 5 年以内で可及的速やかに達成を意味する。



汚濁負荷削減の取り組み

(第 11 回常呂川清流ルネッサンスⅡ地域協議会)



濁水に関する取り組み

(第 3 回 平成 19 年常呂川の濁水に関する
流域対策検討会)

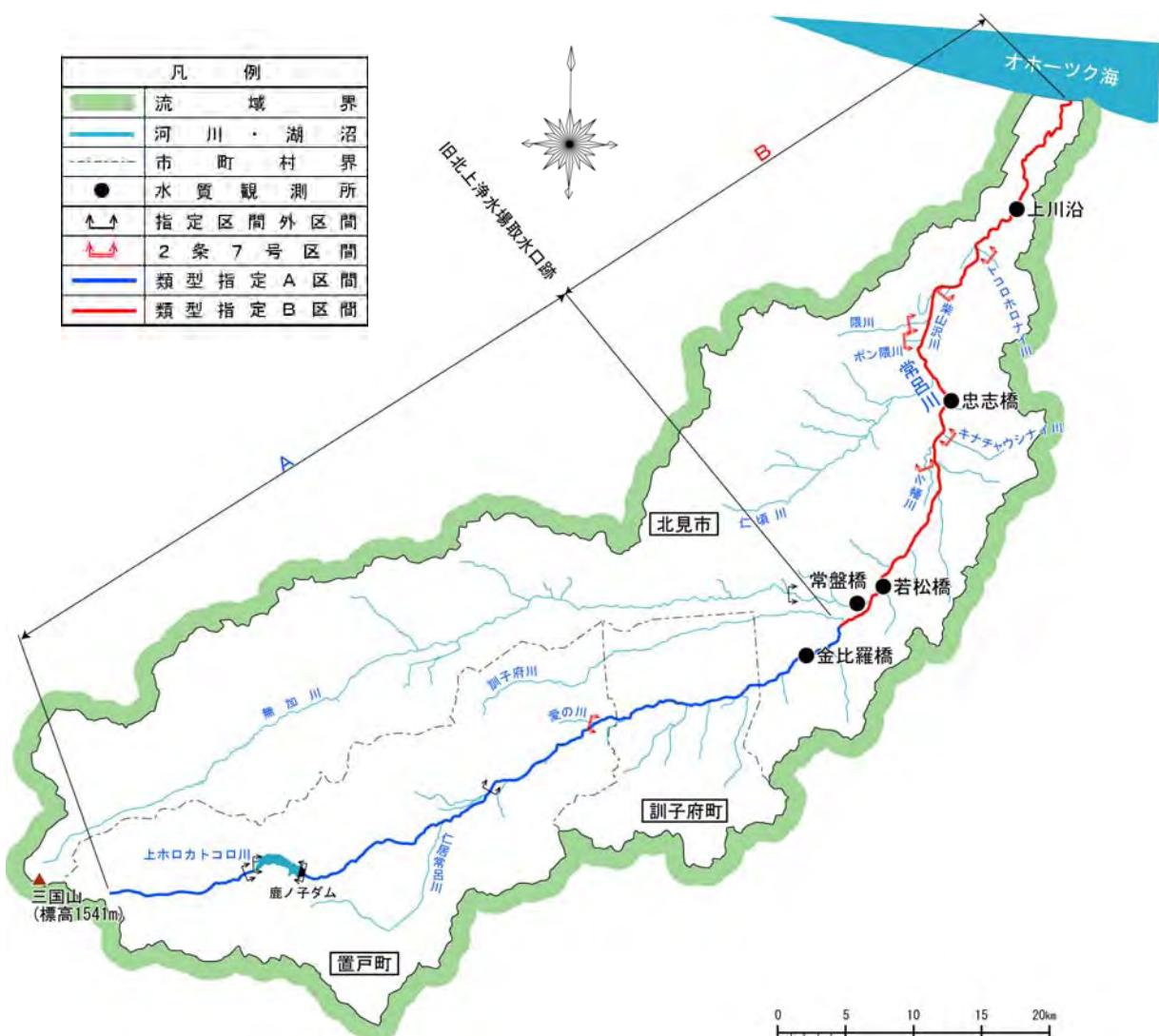


図 1-13 水質環境基準の類型指定区間

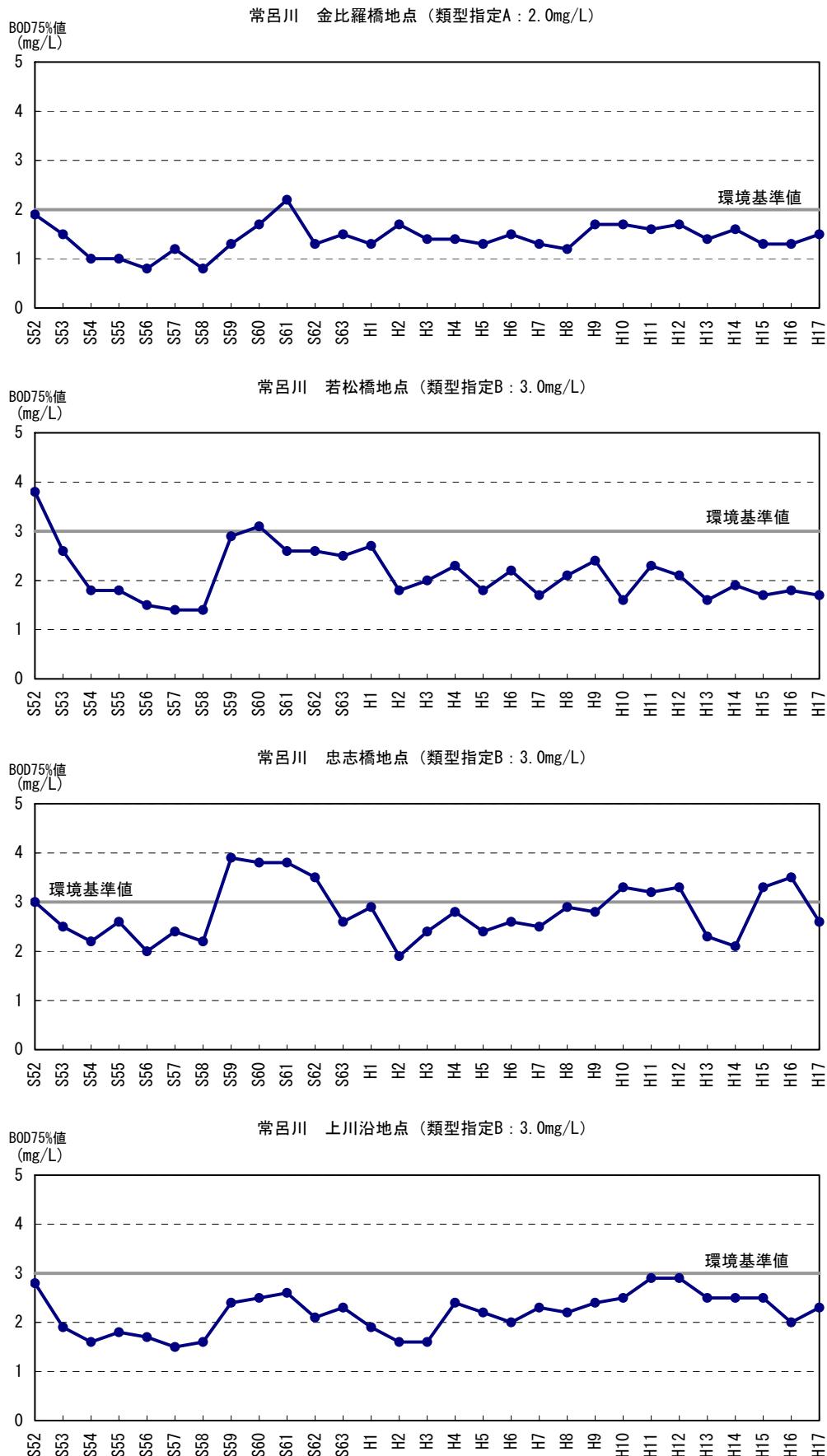


図 1-14 水質(BOD75%値)の経年変化

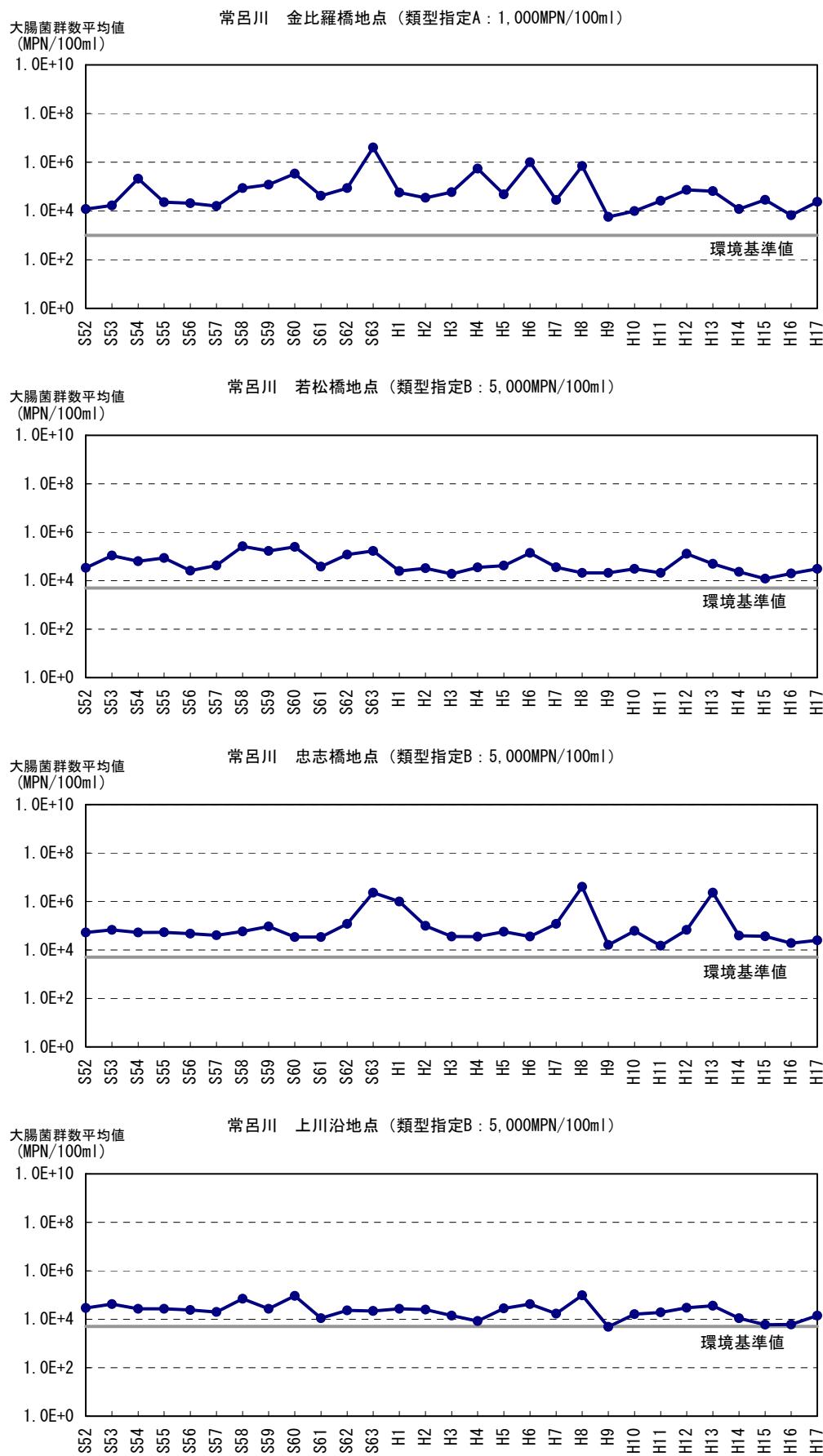


図 1-15 水質(大腸菌群数平均値)の経年変化

また、常呂川の水質事故は、毎年発生しており、それらの原因のほとんどは油類の河川への流出である。このため、引き続き関係機関と連携し、水質の保全、水質事故発生の防止に努める必要がある。

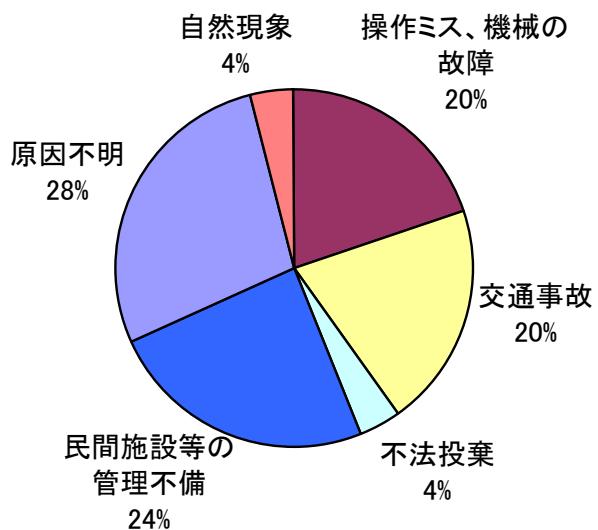


図 1-16 常呂川の水質事故原因（平成 11 年～17 年）

(3) 動植物の生息・生育・繁殖状況

1) 下流域（河口～仁頃川合流点付近）

常呂川下流域において確認されている種は、表 1-5 のとおりである。

河口部にはハマニンニク群落等の海浜植生が見られ、旧河道にヒシ群落が形成されている。低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等が優占する河畔林が分布しており、高水敷は採草地や畑として広域に利用されている。

鳥類は、オシドリ、シノリガモ、ミコアイサ等の水鳥やオジロワシ、オオワシ等の越冬地、渡りの中継地、繁殖地となっている他、カワアイサ、カワセミ等の河川性の種が確認されている。

魚類は、河岸の流れが緩やかな水草付近でイトヨ日本海型が多く確認されている他、カワヤツメ、エゾハナカジカ、ミミズハゼ等が確認されている。

表 1-5 下流域（河口～仁頃川合流点付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	4科5種	オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、ドブネズミ ^外 、キタキツネ 他	
鳥類	30科98種	留鳥 夏鳥	ヒメウ ^特 、オシドリ ^{特・着} 、シノリガモ ^特 、ミコアイサ ^特 、カワアイサ ^着 、ミサゴ ^{特・着} 、オジロワシ ^{特・着} 、オオタカ ^特 、ハイタカ ^特 、オオジシギ ^特 、オオセグロカモメ、ケイマフリ ^特 、カワセミ ^着 、コアカゲラ ^特 他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、ヒドリガモ、ミコアイサ ^特 、オジロワシ ^{特・着} 、オオワシ ^{特・着} 他
両生類・爬虫類	1科1種	エゾアカガエル ^着	
魚類	11科28種	カワヤツメ ^特 、ヤチウグイ ^特 、エゾウグイ ^特 、ウグイ、シラウオ ^特 、サケ、サクラマス(ヤマメ) ^{特・着} 、イトヨ日本海型 ^特 、トミヨ、エゾハナカジカ ^特 、ミミズハゼ ^{特・着} 、ウキゴリ、ヌマガレイ 他	
陸上昆虫類	107科506種	ムモンヒメカゲロウ ^特 、エゾガムシ ^特 、チャイロスズメバチ ^特 、ホソアワフキ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種 他	
底生動物	18科92種	エゾコオナガミズスマシ ^特 、ゴカイ 他	
植物	80科406種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、タライカヤナギ ^特 、カラフトイバラ ^特 、ホザキシモツケ ^特 、ネムロブシダマ ^特 他
		草本類	イワカゲワラビ ^特 、エゾノミズタデ ^特 、ノダイオウ ^特 、オオイタドリ、キタミフクジュソウ ^特 、チドリケマン ^特 、ムラサキベンケイソウ ^特 、ハマエンドウ、ヒシ、ホソバツルリンドウ ^特 、ハマウツボ ^特 、ハマニンニク、ハマニガナ、キンエノコロ ^{着・外} 、アカンカサスゲ ^特 、ハタベスゲ ^特 、エゾノコウボウムギ、ウスイロスゲ ^特 、イトヒキスゲ ^特 、アメリカオニアザミ ^外 他

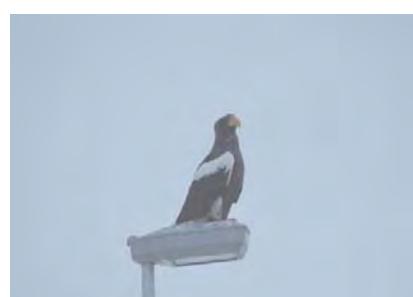
注1) 調査区域は、河口部、常呂橋、日吉橋、栄福橋上流である。

注2) 鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新2回分より、その他は最新1回分の調査結果による。

注3) 特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す。



ハマニンニク群落



オオワシ



イトヨ日本海型

2) 中流域（仁頃川合流点付近～無加川合流点付近）

常呂川中流域において確認されている種は、表 1-6 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等が優占する河畔林が分布している。高水敷は採草地や畑として広域に利用され、山付き部ではハルニレ群落が分布している。

鳥類は、オシドリ、マガモ、コガモ等の水鳥やオジロワシ、オオワシ等の他、チュウヒやオオアカゲラ等が確認されている。

魚類は、カワヤツメ、フクドジョウ、エゾウグイ等が多く確認されている他、ハナカジカや外来種であるニジマスが中流より上流側で確認されている。

表 1-6 中流域（仁頃川合流点付近～無加川合流点付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	3科6種	オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、エゾアカネズミ、カラフトアカネズミ ^特 、ハツカネズミ ^外 他	
鳥類	29科75種	留鳥 夏鳥	オシドリ ^{特・着} 、マガモ、カワアイサ ^着 、オジロワシ ^{特・着} 、オオタカ ^特 、ハイタカ ^特 、チュウヒ ^特 、オオジシギ ^特 、カワセミ ^着 、クマゲラ ^特 、オオアカゲラ ^特 、コアカゲラ ^特 、イワツバメ 他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、オジロワシ ^{特・着} 、オオワシ ^{特・着}
両生類・爬虫類	3科4種	アマガエル ^着 、エゾアカガエル ^着 、シマヘビ、アオダイショウ	
魚類	7科20種	シベリアヤツメ ^特 、カワヤツメ ^特 、ヤチウグイ ^特 、エゾウグイ ^特 、ウグイ、フクドジョウ、ニジマス ^外 、サクラマス(ヤマメ) ^{特・着} 、ハナカジカ ^特 、ウキゴリ 他	
陸上昆虫類	146科758種	ヒメリスアカネ ^特 、ギンイチモンジセシリ ^{特・着} 、ゴマシジミ ^特 、キタミモンヤガ ^特 、マエキアワフキ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、モンキチヨウ、キアシツヤヒラタゴミムシ 他	
底生動物	19科79種	モノアラガイ ^特 、ハセガワドロムシ ^特 、エゾコオナガミズスマシ ^特 、キタシマトビケラ 他	
植物	81科380種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、ホザキシモツケ ^特 、ミズナラ、ハルニレ 他
		草本類	ヤチスギナ ^特 、イワカゲワラビ ^特 、ノダイオウ ^特 、ハルカラマツ ^特 、チドリケマン ^特 、ツリフネソウ ^着 、ヤマタニタデ ^特 、クリンソウ ^特 、ホソバツルリンドウ ^特 、エゾキヌタソウ ^特 、エゾムグラ ^特 、キンエンコロ ^{着・外} 、ホソバドジョウツナギ ^特 、タマミクリ ^特 、アカンカサスゲ ^特 、アメリカオニアザミ ^外 、オオハンゴンソウ ^外 他

注1) 調査地点は忠志橋、端野鉄道橋上流、若松大橋である。

注2) 鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新2回分より、その他は最新1回分の調査結果による。

注3) 特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す



オジロワシ



オオワシ



ニジマス

3) 上流域（無加川合流点付近～置戸町市街部付近）

常呂川上流域において確認されている種は、表 1-7 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等の優占する河畔林が分布している。高水敷は畠地等に利用され、オオヨモギ等の優占する草原が広がっている。

鳥類は、オシドリ、マガモ等の水鳥の他、カワアイサ、ヤマセミ、カワセミ等河川性の種が確認されている。

魚類は、シベリアヤツメ、フクドジョウ等の他、サクラマス(ヤマメ)、アメマス等が多く確認されており、サケ科魚類の産卵床がまとまって確認されている。

表 1-7 上流域（無加川合流点付近～置戸町市街部付近）における動植物確認種

分類	種数	確認種
哺乳類	3科5種	エゾトガリネズミ、オオアシトガリネズミ、エゾヤチネズミ、カラフトアカネズミ特・他
鳥類	29科86種	留鳥 オシドリ特・着、マガモ、カワアイサ着、オジロワシ特・着、オオタカ特、ハイタカ特、オオジンギ特、ヤマセミ特・着、カワセミ着、オオアカゲラ特、コアカゲラ特、アオジ、ムクドリ他
		旅鳥 オオハクチョウ、コガモ、オジロワシ特・着、ツグミ他
両生類・爬虫類	3科3種	アマガエル着、エゾアカガエル着、シマヘビ
魚類	6科16種	シベリアヤツメ特、カワヤツメ特、ヤチウグイ特、エゾウグイ特、フクドジョウ、ニジマス外、サケ、サクラマス(ヤマメ)特・着、カラフトマス、アメマス着、ハナカジカ特・他
陸上昆虫類	142科687種	カバヒラタカメムシ特、キタミモンヤガ特、ジャコウカミキリ特・着、ウスキモモブトハバチ特、マエキアワフキ、オオモンシロチョウ外、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、マルガタツヤヒラタゴミムシ、カラフトタカネキマダラセセリ着、カバイロシジミ着、ヒメハシミョウモドキ着、エゾチビミズギワコメツキ他
底生動物	27科129種	ハセガワドロムシ特、エゾコオナガミズスマシ特、キタシマトビケラ他
植物	66科328種	木本類 オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等のヤナギ類、タライカヤナギ特、カラフトイバラ特、ホザキシモツケ特、ハルニレ、ミズナラ他
		草本類 ヤチスギナ特、ノダイオウ特、チドリケマン特、ツリフネソウ着、ヤマタニタデ特、エゾキヌタソウ特、メハジキ特、エゾムギ特、キンエノコロ着・外、アカンカサスゲ特、オオヨモギ、クサヨシ外、オオアワダチソウ外、アメリカオニアザミ外、オオハンゴンソウ外他

注1) 調査地点は、第2観月橋、金比羅橋、日の出橋、境野4号橋上流、林友橋である。

注2) 鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新2回分より、その他は最新1回分の調査結果による。

注3) 特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す



オシドリ



フクドジョウ



サクラマス

4) 無加川

支川無加川で確認されている種は、表 1-8 のとおりである。

低水路沿いにはオノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ等の優占する河畔林が分布し、高水敷は公園やグランド等に利用されている他、オオヨモギ等が優占する草原となっている。

鳥類は、カワアイサ、ヤマセミ、カワセミ等の河川性の種の他、アカモズが確認されている。

魚類は、シベリアヤツメ、エゾウグイ、フクドジョウ等の他、サクラマス(ヤマメ)、ハナカジカ等が確認されている。また、サケ科魚類の産卵床が広範囲に確認されている。

表 1-8 無加川における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	4科4種	エゾヤチネズミ、エゾトガリネズミ、カラフトアカネズミ特・ミング外	
鳥類	24科51種	留鳥 夏鳥	カワアイサ着、ハイタカ特、オオジシギ特、ヤマセミ特・着、カワセミ着、アカモズ特・着、アオジ、ムクドリ 他
		旅鳥 冬鳥	コガモ、オジロワシ特・着、オオワシ特・着、ツグミ、ベニヒワ 他
両生類・爬虫類	-	-	
魚類	6科14種	シベリアヤツメ特、カワヤツメ特、エゾウグイ特、ウグイ、フクドジョウ、サクラマス(ヤマメ)特・着、ハナカジカ特 他	
陸上昆虫類	115科367種	<i>Anoscopus flavostriatus</i> 特、クロスジコアオカスミカメ特、キタミモンヤガ特、エゾカミキリ特、エチゴヒメナガカムシ、エゾスジグロシロチョウ北海道亜種、アオバネサルハムシ 他	
底生動物	19科84種	モノアラガイ特、コカゲロウ属の一一種、キタシマトビケラ 他	
植物	90科567種	木本類	オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ、ドロノキ等のヤナギ類、ハルニレ 他
		草本類	ノダイオウ特、チドリケマン特、キンエノコロ着・外、オオヨモギ、アメリカオニアザミ外、オオハンゴンソウ外 他

注1) 調査地点は、豊地大橋である。

注2) 鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新2回分より、その他は最新1回分の調査結果による。

注3) 特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す



カワアイサ



シベリアヤツメ



エゾウグイ

5) 鹿ノ子ダム

鹿ノ子ダム及び流入河川において確認されている種は、表 1-9 のとおりである。ダム湖周辺はアカトドマツ、シナノキ、ウダイガンバ等が優占する針広混交林が広く分布し、湖岸にはヤチダモ、ミズナラ、ケヤマハンノキ等の広葉樹林が分布している。

鳥類は、エゾライチョウ、クマゲラ等の森林性の種の他、オシドリ、ミサゴ等の水鳥が確認されている。

魚類は、オショロコマ、アメマス、サクラマス(ヤマメ)等が確認されている。また、湧水地や水溜りなどではエゾサンショウウオが確認されている。

また、外来種であるアマゴやウチダザリガニが拡大しており、自生種への影響が懸念されており、河川水辺の国勢調査を活用するなど関係機関と連携し調査・検討を行うほか、運搬の禁止等について周知するなどの対策を必要に応じて実施する。

表 1-9 鹿ノ子ダム周辺及び流入河川における動植物確認種

分類	種数	確認種	
哺乳類	8科 15種	エゾユキウサギ、エゾシマリス ^特 、エゾモモンガ ^着 、エゾヤチネズミ、エゾヒメネズミ、キタキツネ、エゾクロテン ^特 、エゾシカ ^他	
鳥類	31科 84種	留鳥 夏鳥	オシドリ ^{特・着} 、カワアイサ ^着 、ミサゴ ^{特・着} 、オオタカ ^特 、ハイタカ ^特 、エゾライチョウ ^特 、オオジシギ ^特 、コノハズク ^着 、アオバヅク ^着 、ヨタカ ^{特・着} 、クマゲラ ^特 、オオアカゲラ ^特 、コアカゲラ ^特 、イワツバメ ^他
		旅鳥 冬鳥	オジロワシ ^{特・着} 、オオワシ ^{特・着} 他
両生類・爬虫類	4科 4種	エゾサンショウウオ ^{特・着} 、アマガエル ^着 、エゾアカガエル ^着 、アオダイショウ	
魚類	5科 15種	シベリアヤツメ ^特 、ギンブナ、ヤチウグイ ^特 、エゾウグイ ^特 、ニジマス ^外 、サクラマス(ヤマメ) ^{特・着} 、アマゴ ^外 、アメマス ^着 、オショロコマ ^{特・着} 他	
陸上昆虫類	218科 1,333種	<i>Anoscopus flavostriatus</i> ^特 、カバヒラタカメムシ ^特 、タイリクウンモントビケラ ^特 、ゴマシジミ ^特 、ウラギンスジヒヨウモン ^特 、カラフトヒヨウモン ^特 、ハセガワドロムシ ^特 、ベニボタル ^特 、ケマダラカミキリ ^特 、ウスキモモブトハバチ ^特 、エゾスジグロシロチョウ、エゾマルガタナガゴミムシ ^他	
底生動物	41科 139種	マンシュウイトトンボ ^特 、モノアラガイ ^特 、ウチダザリガニ ^外 他	
植物	83科 495種	木本類	トドマツ、タライカヤナギ ^特 、ケヤマハンノキ、ウダイカンバ、ミズナラ、カラフトイバラ ^特 、エゾシモツケ ^特 、ホザキシモツケ ^特 、シナノキ、エゾムラサキツツジ ^特 、ヤチダモ、エゾヒヨウタンボク ^特 、ネムロブシダマ ^特 、イワヨモギ ^特 他
		草本類	マルバチャルメルソウ ^特 、イワムラサキ ^特 、フォーリーガヤ ^特 、ホソバドジョウツナギ ^特 、アカンスゲ ^特 、サカネラン ^着 、アメリカオニアザミ ^外 他

注1) 調査地点は、ダム湖内、沼の沢川流入部、白滝の沢川流入部、ダム湖上流端、上ホロカトコロ川である。

注2) 鳥類、魚類の種数は河川水辺の国勢調査の最新2回分より、その他は最新1回分の調査結果による。

注3) 特：特定種～レッドリスト等の記載種、着：着目種、外：外来種を示す



エゾライチョウ



エゾサンショウウオ



ウチダザリガニ

(4) 魚類の遡上環境等

常呂川では、サケ、マス等の遡河性の魚類が生息・繁殖しており、これらの遡上環境の改善に取り組んできた。

現在までに、本川3箇所の頭首工全てにおいて、関係機関の協力を得て、頭首工を可動堰に改築し、魚道も整備するなど、魚類の移動に配慮した施設の改善を行ってきた。



図 1-17 魚類の遡上環境

(5) 河川景観

常呂川を横断する橋梁からは、常呂川と市街地の街並みや地域の代表的な景観である畑作地帯と一体となった河川景観を望むことができる。河口部は北見市常呂、中流には北見市街、上流には訓子府町・置戸町の市街が常呂川沿いに位置し、散策やスポーツ等の河川敷利用が盛んであり、河川と街並みが調和した河川景観の形成が必要である。

河川敷地内には、樋門や橋梁等の構造物が数多くあり、河川景観を形成する構成要素となっている。今後は、地域の総合的な景観形成を図る上でも、橋梁等の許可工作物や、樋門等の河川管理施設の設置及び改築等の実施にあたっては、常呂川らしい河川景観の保全と形成に向けた配慮が望まれる。



図 1-18 河川景観

(6) 河川空間の利用

河口から下流域及び中流域にかけての高水敷は、農耕地として利用されており、常呂川の特徴的な利用形態を有する。中上流域の北見市街地及び訓子府町、置戸町周辺では野球場、サッカー場、パークゴルフ場等のスポーツ施設や、公園等が整備されるなど、スポーツや散策等のレクリエーションの場として多様な河川空間の利用がされており、高齢者等誰もが安心して親しめる川づくりが望まれる。また、北見市、訓子府町、置戸町では桜づつみが整備されている。

河口部は市街が常呂川を囲んだ高台に位置し、高水敷を利用した花火大会が開催されるほか、自生するヨシ原の刈り取りが行われ、擦文文化の住居の復元などに利用されている。また、鹿ノ子ダムでは、おけと湖氷上釣り大会、おけと湖水まつり、鹿ノ子ダム水源地ビジョンによる体験教室、訓子府ふるさとまつりなど、四季を通じて様々なイベント会場として利用されている。また、ゴミが不法投棄されている実態があるため、河川愛護活動など含め関係機関と連携し、河川美化に向けた取り組みを強化する必要がある。



図 1-19 河川空間の利用状況

(7) 河川の適正な利用及び河川環境上の課題

水質については、BOD75%値は、概ね環境基準程度で推移しているが、大腸菌群数が環境基準値を超えており、大規模な出水時の土砂の流出が河口沖合のホタテの漁場等沿岸域の環境に影響を与えていたことが指摘されており、引き続き関係機関と連携し、必要に応じ対策の検討を行う必要がある。

また、下流部の河岸に連続する河畔林や、中の島公園周辺をはじめ、中・上流部のサケ等の産卵床など良好な河川環境を保全する必要がある。

さらに、河川の景観、河川空間の利用に関しては、地域の特性やニーズに合わせた配慮が望まれる。

1-3 河川整備計画の目標

1-3-1 河川整備の基本理念

常呂川流域は、安全でゆとりある快適な地域社会の形成、食糧基地としての役割強化、流域の人々の連携・協働による地域づくりを通じ、道東オホーツク地域を先導する役割を果たす必要がある。

道東オホーツク地域に位置する常呂川流域は、豊かな農業地帯が広がるほか、北見市を中心にオホーツク地方の社会・経済・文化の中心となっている。また、道央圏とオホーツク地域を結ぶ交通の要衝となっている。

このような常呂川流域の有する特徴を踏まえた将来像を実現するため、地域住民、関係機関が連携し、多様な生態系を育む豊かな自然環境等を活かしながら、流域の産業が持続的に発展できる安全で活力に満ちた地域社会を形成する必要がある。

このため、常呂川の河川整備は、流域及び水系一貫の視点を持ち、北海道や関係市町の施策と整合を図り、市街地の発展や農地の利用状況、豊かな自然環境等を踏まえた上で、その状況の変化に応じた順応的管理^{注)}(アダプティブ・マネジメント)に配慮しつつ、次のような方針に基づき総合的、効果的に推進する。

注)順応的管理：生態系のように予測が困難な対象を取り扱うための考え方で、ここでは河川整備計画にのっとり実施する事業に対して自然からの応答を注意深くモニタリングし、その結果を踏まえて柔軟に行う管理のことを指す。

【洪水等による災害の発生の防止又は軽減について】

常呂川は、近年の相次ぐ洪水により、計画高水位を超過するような事態が頻発しており、洪水氾濫の危険性や内水被害を極力減少させるため、鹿ノ子ダムにより洪水調節を行うとともに、河道断面が不足している箇所については、河道の安定・河川環境に配慮しつつ河道断面を増大して水位の上昇を抑える。また、堤防断面が不足している箇所や堤防未整備の箇所について堤防整備を行うとともに、完成している箇所についても安全性を点検し、必要な対策を行う。

また、本支川及び上下流のバランスを考慮するとともに、整備途上段階においても順次安全度が高まるよう水系として一貫した整備を行う。

【河川の適正な機能及び流水の正常な機能の維持について】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、必要な流量の確保に努め、今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する。

【河川環境の整備と保全について】

河川環境は、自然の状況においても遷移し、搅乱により変化するものであるということを認識したうえで、常呂川の有する河川環境の多様性や連続性を保全し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・形成に努める。

常呂川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも

配慮し、常呂川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や畑作地帯及び森林地帯と調和した常呂川らしい水辺景観の保全・形成に努める。

また、人と川とのふれあいに関する整備に努めるとともに、良好な流域の環境や河川環境の保全を目指し、自然環境と共生する持続可能な地域社会の形成に寄与するよう努める。

【河川の維持について】

洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

河道や河川管理施設をはじめ、流水や河川環境等について定期的にモニタリングを行い、その状態の変化に応じた順応的管理(アダプティブ・マネジメント)に努める。

1-3-2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第16条の2に基づき、常呂川水系の指定区間外区間(国管理区間)及び河川法施行令第2条7号区間(以下「2条7号区間」という。)を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表1-10及び図1-20に示す。

表 1-10 河川整備計画の対象区間

河川名	区間			備考
	上流端(目標物)	下流端	延長(km)	
常呂川	北海道常呂郡置戸町字拓殖105番地先 (ポンオンネアンズ川の合流点)	海	86.4	指定区間外区間
	北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区71林班は小班地先の峰映橋下流端	左岸 北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区34林班へ小林班地先 右岸 北海道同町国有林置戸事業区68林班ち小班地先	5.1	
トコロホロナイ川	左岸 北海道北見市常呂町字福山154番地先 右岸 北海道同市同字159番地先	常呂川への合流点	1.5	2条7号区間
柴山沢川	左岸 北海道北見市常呂町字日吉116番地先 右岸 北海道同市同字115番地先	常呂川への合流点	0.9	2条7号区間
隈川	北海道北見市常呂町字日吉314番地先	常呂川への合流点	1.2	2条7号区間
ポン隈川	左岸 北海道北見市常呂町字日吉414番地先 右岸 北海道同市同字143番地先	常呂川への合流点	0.6	2条7号区間
キナチャウシナイ	北海道北見市端野町1区896番地先の万号橋下流端	常呂川への合流点	0.5	2条7号区間
小幡川	北海道北見市端野町1区280地先の常栄橋下流端	常呂川への合流点	2.0	2条7号区間
無加川	左岸 北海道北見市東相内町14番地の10地先 右岸 北海道同市豊地467番地先	常呂川への合流点	7.2	指定区間外区間
愛の川	北海道常呂郡置戸町字境野45番地先の網走本線鉄道橋下流端	常呂川への合流点	0.4	2条7号区間
上ホロカトコロ川	左岸 北海道常呂郡置戸町国有林置戸事業区39林班は小班地先 右岸 北海道同町国有林置戸事業区54林班い小班地先	常呂川への合流点	1.1	指定区間外区間

注)2条7号区間とは、指定区間外区間(国管理区間)の改良工事と一体として施行する必要があるため、河川法施行令第2条第7号に基づき、国が工事を施行する一級河川の指定区間(北海道管理区間)。

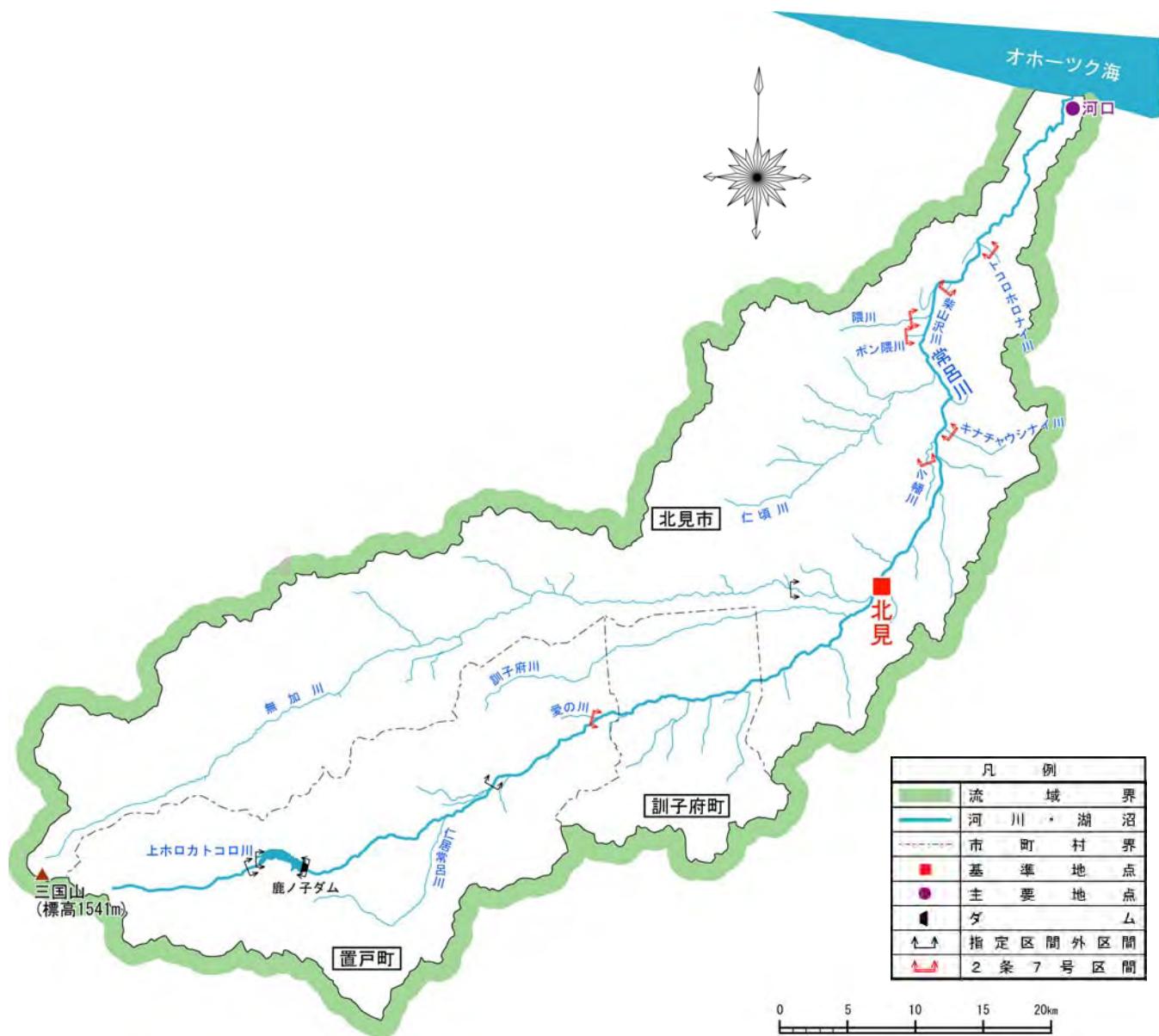


図 1-20 指定区間外区間(国管理区間)と2条7号区間

1-3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、常呂川水系河川整備基本方針に則し、総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね 20 年とする。

本計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題及び河道状況等に基づき策定するものである。そのため、今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済状況の変化等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1-3-4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

洪水による災害の発生の防止又は軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた目標に向けて段階的に整備を進めることとし、常呂川流域に被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成 18 年 8 月の降雨により発生する洪水流量(以下「目標流量」という。)を支川の整備状況を考慮し、安全に流すこととする。

目標流量を安全に流下させるため、治水・利水・環境の観点、社会的影響、経済性等を総合的に検討した結果、既存の洪水調節施設及び河道改修により対処することとする。

常呂川の北見地点における目標流量は、 $1,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、既設の鹿ノ子ダムにより $100\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河道断面が不足している区間については、河川環境に配慮しながら必要な河道断面を確保して洪水被害の軽減を図る。

また、局所的な深掘れ及び河岸浸食により、災害発生の恐れがある箇所については、必要に応じて河道の安定化を図る。

一方、内水被害が想定される地域では、内水被害の軽減を図る。

さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう必要な対策を講じる。

表 1-11 目標流量

基準地点	目標流量	河道への配分流量
北見	$1,400\text{m}^3/\text{s}$	$1,300\text{m}^3/\text{s}$

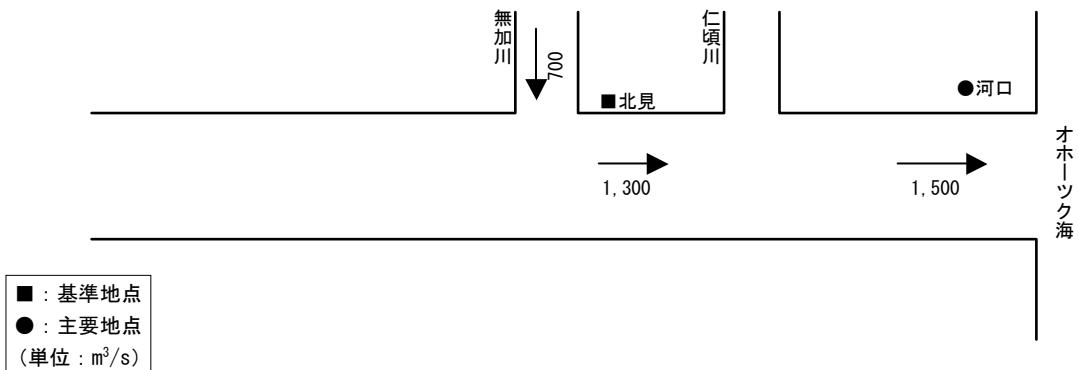


図 1-21 主要な地点における河道への配分流量

表 1-12 主要な地点における計画高水位

地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)
北見	49.40	60.81
河口	1.20	5.25

T. P. : 東京湾中等潮位

1-3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持に関する目標

流況、利水の現況、動植物の保護・漁業、観光・景観、流水の清潔の保持等の各項目に必要な流量を考慮し、北見地点における必要な流量は、利水補給と相まって概ね $8\text{m}^3/\text{s}$ の確保に努めることを目標とする。

なお、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 1-13 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

主要な地点	必要な流量
北見	概ね $8\text{m}^3/\text{s}$

(2) 河川水の適正な利用に関する目標

流水の補給施設、取排水施設における取排水及び流況の適正な管理を行うとともに、合理的な流水管理及び利用の促進に努める。

1-3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 河川環境の整備と保全に関する目標

河畔林及び水際については、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつ、保全に努める。さらに、魚類等の生息・繁殖環境の保全・形成を図るため、移動の連続性確保及び産卵の場の保全に努める。

また、水質(BOD)は、概ね環境基準値程度で推移しているものの大腸菌群数が環境基準値を超えていていることから、関係機関と連携・協働し、下水道等の関連事業による流域内からの汚濁負荷の軽減対策等に取り組み、環境基準を満たすよう現況水質の改善に努める。

更に、河口の沖合いのホタテの良好な漁場への影響等が指摘されているなど流域からの土砂流入による本川等の濁りの問題が顕在化していることから、同様に関係機関と連携・協働し、流域からの土砂流入の軽減に努める。

都市域や農業域を流れる常呂川らしい河川景観については、その保全に努めるとともに、周辺の景観と調和を図りつつ望ましい河川景観の保全に努める。

(2) 河川空間の利用に関する目標

常呂川の河川空間の利用の現状を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、地域住民や自治体との共通認識のもと秩序ある利用に努める。

また、河川空間は、人々が川や水辺とふれあい親しめる場として利用されるよう地域住民及び関係機関と連携し、その整備に努める。

2. 河川整備の実施に関する事項

2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

堤防の必要な断面が確保されていない区間については、河道への配分流量を安全に流下させることができるように、堤防の新築、拡築等を行う。一部の区間については、土地利用状況や地域の状況等を踏まえ、その実情に応じた方法により被害の軽減を図る。

また、堤防の整備に伴い所要の機能が確保できなくなる樋門等の構造物については改築・継ぎ足しを行うとともに、構造物周辺は必要に応じ護岸等による補強を行う。更に樋門等については、必要に応じて統廃合を行うとともに、必要に応じ耐震対策を実施するものとする。

歴史的な経緯の中で建設された土木構造物である堤防は、内部構造が不明確な場合もあることから、調査・点検を行い、必要に応じて強化対策を図りつつ堤防整備を推進する。

堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸浸食・洗掘により堤防の安全性が損なわれる恐れの生じた区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸の形成に努める。

また、堤防の整備にあたっては、地域の土地利用計画等と調整を図る。

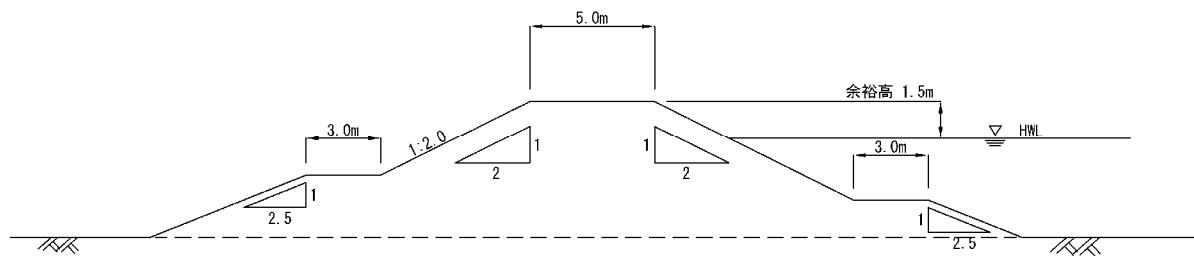
表 2-1 堤防の整備(堤防断面の確保)を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
常呂川	左 岸	KP 4.6～KP 5.6
		KP37.2～KP37.8
		KP52.5～KP52.6
	右 岸	KP38.0～KP38.4

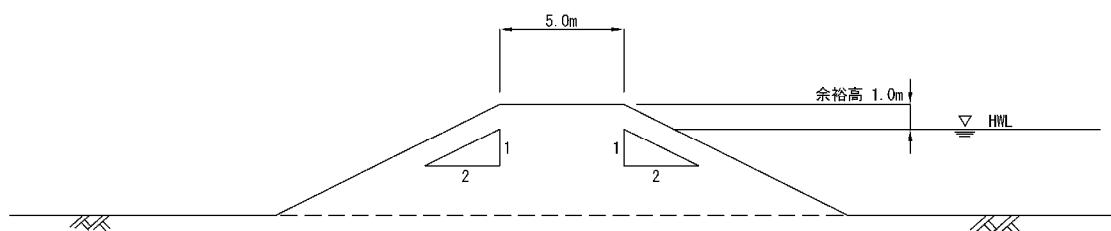
2条7号区間については、計画的に整備・移管を行うため道管理区間との整合性を確保し、必要な整備を行う。

常呂川本川

愛の川合流点下流 及び無加川及び支川背水区間



愛の川合流点より上流 及び支川背水区間



注) 堤防の設置にあたっては、雨水の浸透対策や維持管理及び
堤防のり面の利用面から一枚のり面化を図るものとする。

図 2-1 堤防の標準断面図

2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう掘削を行う。なお、掘削に当たっては、河岸の浸食による土砂供給を防ぐため植生の回復などによる河岸の保全を行うなど、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等を保全するとともに、かつての常呂川の河川環境の復元に努める。

表 2-2 河道の掘削(河道断面の確保対策)に係る施工の場所等

河川名	施工の場所
常呂川	KP 8.8～KP27.2
	KP54.2～KP55.8
無加川	KP 0.6～KP 1.0

2条7号区間については、計画的に整備・移管を行うため道管理区間との整合性を確保し、必要な整備を行う。

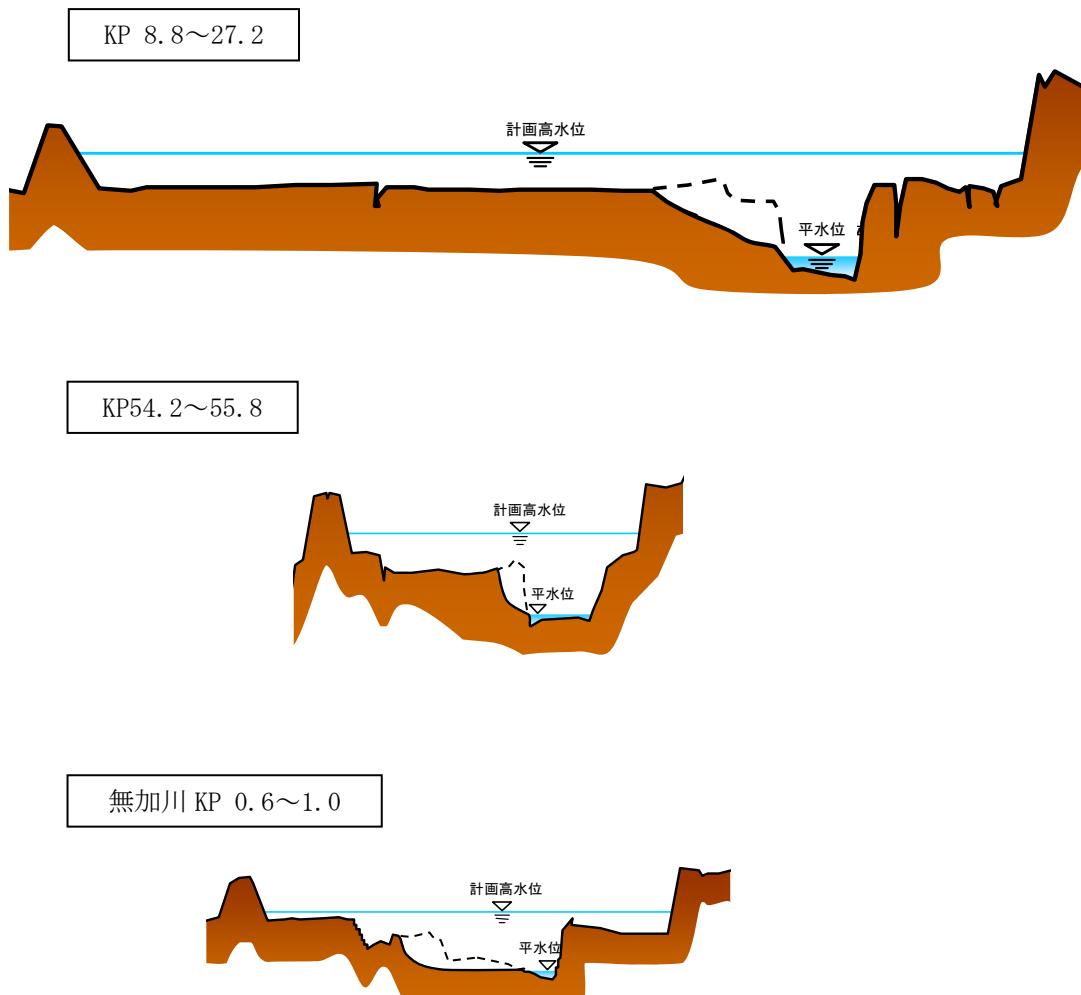
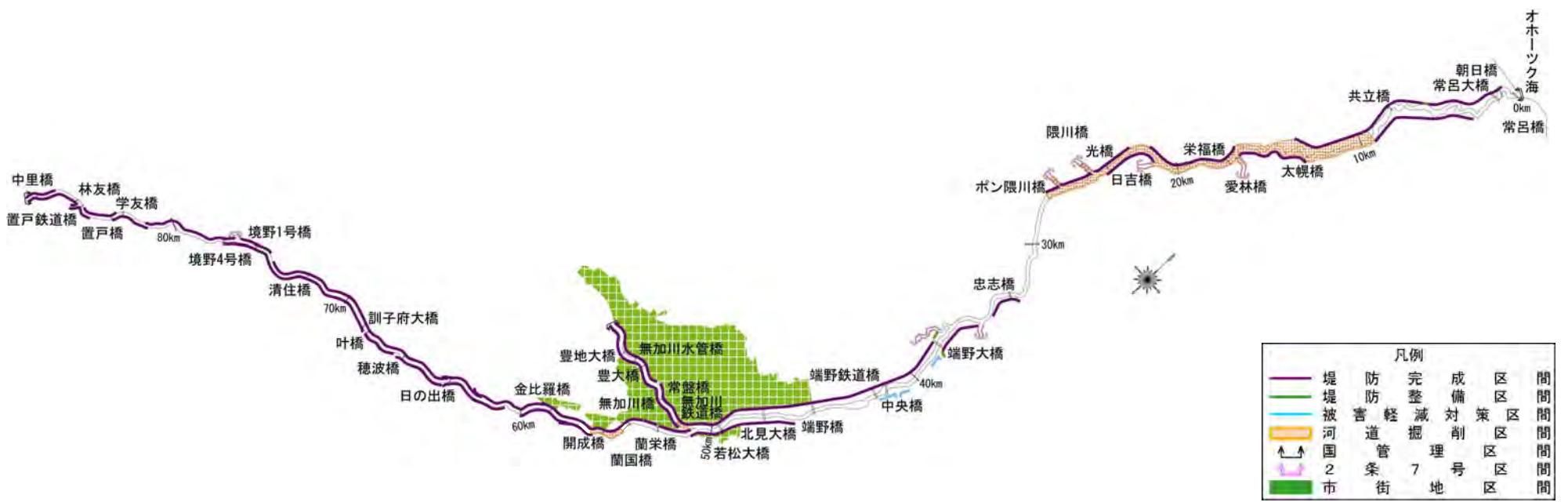


図 2-2 河道の掘削等による流下能力確保のイメージ図



注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合内容が変更となる場合がある。

図 2-3 堤防の整備、河道の掘削等を実施する区間

(2) 内水対策

流域の各地で発生する内水氾濫に対して、機動性がある排水ポンプ車等を配備し、円滑かつ迅速に内水を排除する。このため、内水氾濫時にポンプ車、クレーン車等の大型車両が進入し、円滑な作業が出来るよう必要な進入路、作業ヤード等を整備する。

なお、内水対策の実施にあたっては、浸水被害の状況、土地利用状況及び支川の整備状況等を踏まえ、自治体、関係機関等と調整・連携し、その被害軽減に努める。



ポンプ車による内水排除の状況



図 2-4 内水排水のイメージ図

(3) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地を整備する。なお、平常時においても、関係機関と連携し、防災教育等の場としての活用を図る。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

表 2-3 水防拠点の整備の内容

河川名	主な整備の内容
常呂川流域	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地等

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所(車両交換所)を計画的に整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応及び危機管理対策を行うため、北見市に続き、新たに訓子府町、置戸町への接続などの光ファイバー網の整備を行うとともに、観測設備、監視カメラの設置を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動及び避難誘導等への活用を支援する。

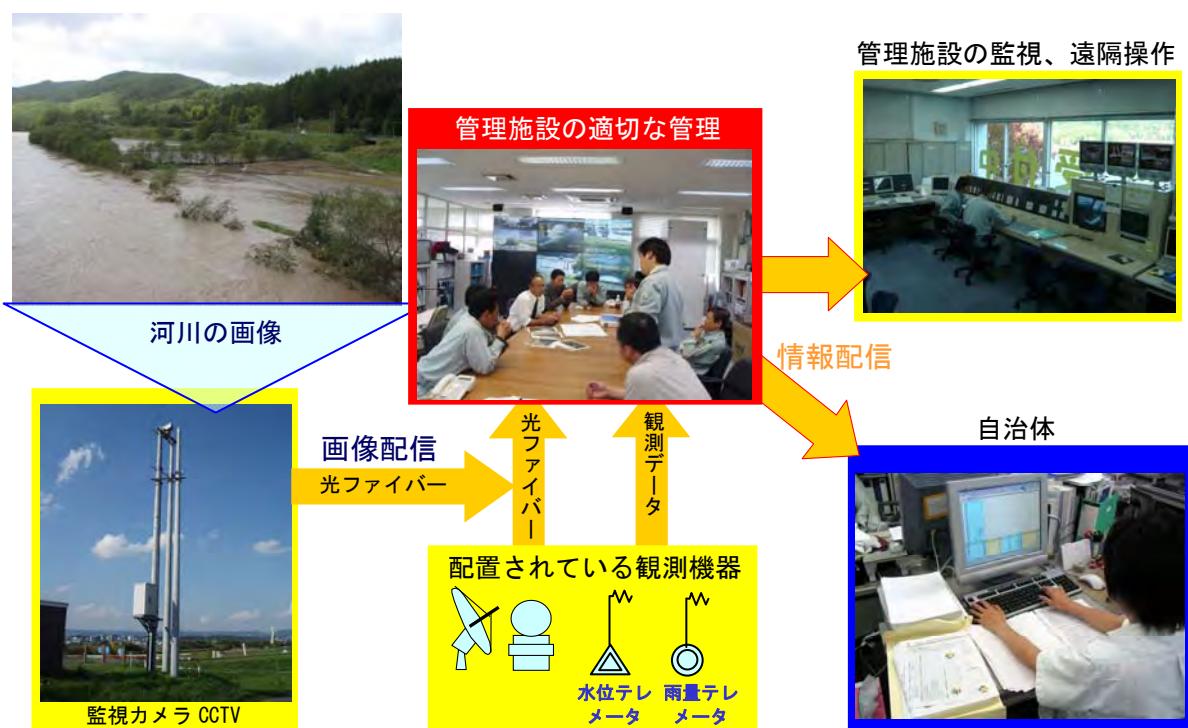


図 2-5 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

既設の鹿ノ子ダムの効率的な運用を図り、かんがい用水の補給などを含む流水の正常な機能の維持を行う。

このことにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、北見地点において概ね $8\text{m}^3/\text{s}$ の確保に努めることを目標に、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。

このため、現在北見地点において、夏季に概ね $6\text{m}^3/\text{s}$ 、冬季に概ね $4\text{m}^3/\text{s}$ 、その他の期間は概ね $11\text{m}^3/\text{s}$ を目途に補給を行っている鹿ノ子ダムの運用の見直しを行う。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河畔林の保全、河岸の多様化

常呂川には、ヤナギ類やハルニレ、ミズナラ等の河畔林が分布しており、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場、良好な景観形成、自然との豊かなふれあいの場の提供等、多様な機能を有している。特に、植生豊かな水際部は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息・生育・繁殖環境を形成している。

一方、河畔林が洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう治水面との整合を図りつつ、これらの機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要である。

このため、河道の掘削等に当たっては、断面が単調にならないよう配慮するとともに、河岸植生の回復などにより河岸の多様性確保に努める。また、河道内の樹木は、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

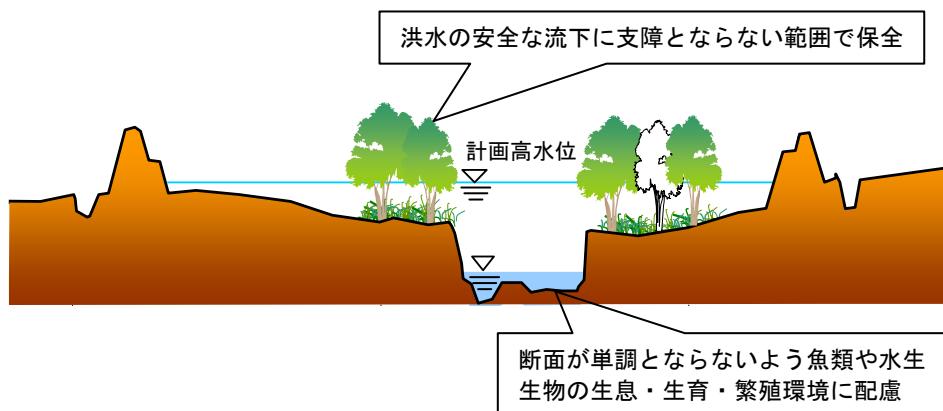


図 2-6 河畔林の保全、河岸の多様化イメージ図

(2) 魚類等の移動の連続性

常呂川では、サケ、マス等の遡河性の魚類が生息・繁殖しており、これらの生息・繁殖環境を保全するためには、流況や河床材料等への配慮に加え、移動の連続性を確保することが重要である。

このため、頭首工等においては今後も施設管理者と調整・連携し、魚道の管理等、魚類等の移動の連続性を確保するとともに、河道掘削に際しては、支川と本川の段差の解消に配慮するなど、これらの良好な生息・繁殖環境の保全に努める。

(3) 河川景観の保全と形成

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

常呂川流域は、山地、農地が占める割合が高く、それら地域の景観と調和する常呂川らしい河川景観の保全に努める。

具体的には次のように河川景観の保全に努める。

仁頃川合流点より下流では、河道掘削後の河岸植生の早期回復を図るとともに、河川環境に配慮しながら、畑作地帯と調和した常呂川らしい地域景観の形成に努める。

常呂川や無加川を横断する橋梁は、常呂川と市街地の街並みや畑作地帯の景観の広がりを望む視点場ともなることから、その眺望に配慮しつつ地域と連携し良好な河川景観の保全と形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門等構造物の形態及び素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。



端野大橋上流の眺望
(北見市端野の畑作地帯)



北見ヶ丘展望台から常呂川を望む眺望
(北見市街)

常呂川の河川景観

(4) 人と川とのふれあいに関する整備

河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画のブロック別管理方針を踏まえ、生活の基礎や歴史、文化、風土を形成してきた常呂川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツ、船の活用などの河川利用、環境学習の場等として活用できるよう、できるだけ自然を活かすとともに、高齢者をはじめとしてだれもが安心して親しめるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき水辺を整備し、人と川とのふれあいの場の整備に努める。その際、河口部の歴史的な遺跡の保全など、沿川の自治体の河川に関する取り組みや地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川整備を推進する。

鹿ノ子ダム(おけと湖)周辺については、「水源地域ビジョン」の推進に向けて関係機関等と連携し、地域支援を行い、豊かな自然環境を保全しつつ、地域の活性化につながる拠点づくりに努める。



図 2-7 人と川とのふれあいに関する整備箇所

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するためには、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民やNPO、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は、構成する土の品質が不均一であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を365日、日々実施する必要がある。このため、河川の状態の変化に対応できるよう、5年間程度の維持管理の内容を定める「河川維持管理計画」を策定するとともに、年間の維持管理スケジュールを定める「河川維持管理実施計画」を策定し、それらに基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え、維持・補修を行った結果を評価して、次年度の「河川維持管理実施計画」に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテなどに取りまとめるとともに、データベース化することにより、今後の適切な維持管理や河川工事の実施につなげる。

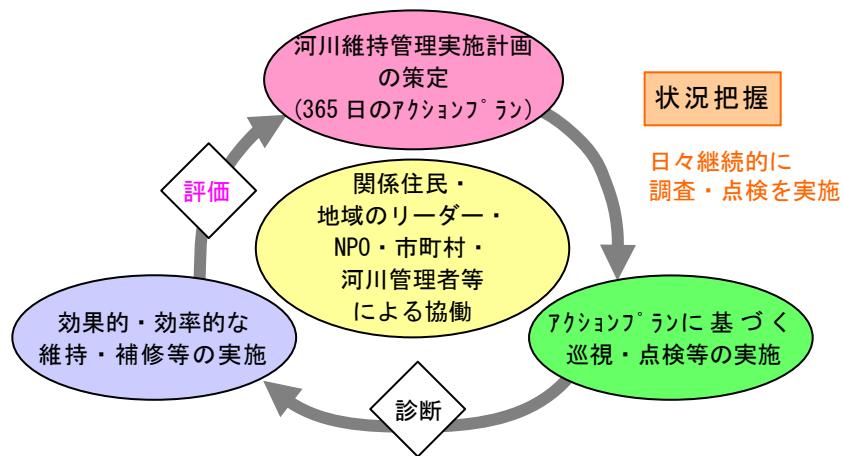


図 2-8 サイクル型維持管理体系のイメージ

1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用等の河川管理に資する情報とともに、河川水辺の国勢調査により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、気象状況の変化等に応じた検討にも供するための長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進める。

また、既存の無線システム及び光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダムの貯水位、放流量などに加え画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用及び洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網等を用い、関係機関及び住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

更に、河川整備に当たっては必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図る。



河川情報の収集のための調査

2) 河川管理施設の維持管理

堤防や高水敷及び低水路については、現状の河道特性、河川環境と河川空間の利用、周囲の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

定期的に河川巡視を実施し、沈下及び亀裂、漏水等の堤防の変化、樋門等施設の変状、河道内の樹木の繁茂及び土砂の堆積、ゴミや不法投棄等の状態を常に把握、評価する。また、その結果に応じて、速やかに補修等の対応を実施する。



図 2-9 河川巡視のイメージ

a) 堤防及び河道の維持管理

⑦) 堤防の維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期及び頻度は、堤防植生の状況及び周辺の環境を考慮して適正に選定する。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。

表 2-4 堤防の延長

河川名	延長(km)
常呂川	109.0
無加川	12.5
2条7号区間 (愛の川外7河川)	7.1

(平成18年3月末現在)



堤防天端の補修



堤防の除草

イ) 河道内樹木の管理

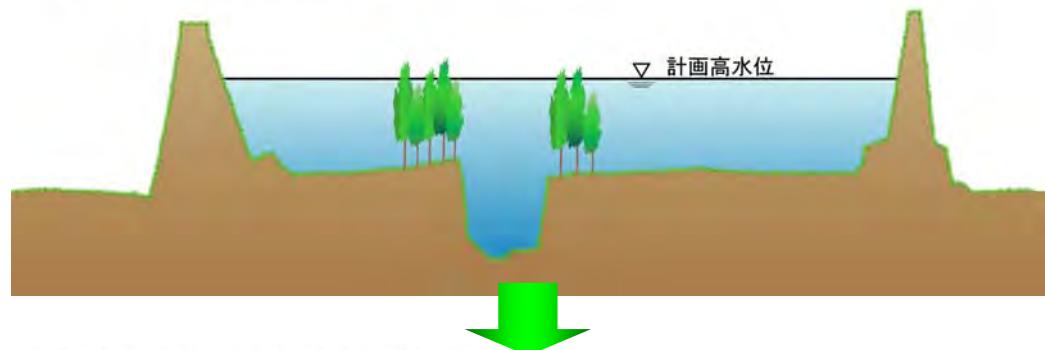
河道内の樹木は、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を形成する等、多様な機能を有している。一方、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を隨時把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならない様、河道内樹木を適切に管理するものとする。

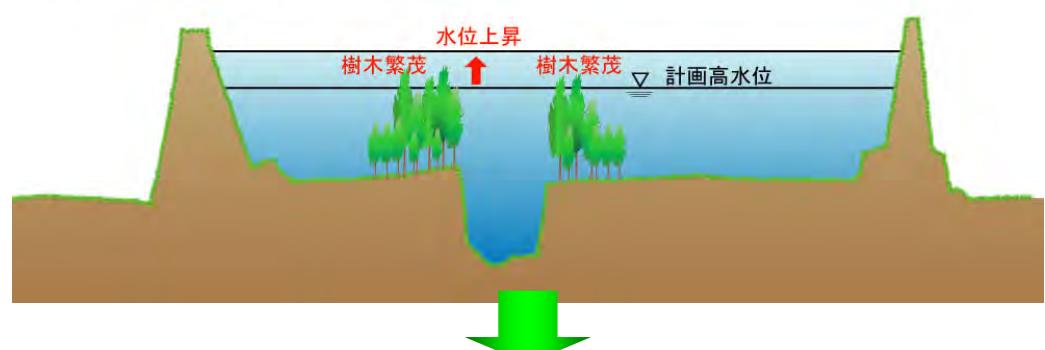
樹木の管理に当たっては、極力、樹木が繁茂する前に伐採を行うよう、努めるものとする。一方、保全が必要な樹木や生態系への影響が大きい樹木については、間引きや枝打ち等を行うものとする。

なお、樹木の大きさや密度等を踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

- 樹木が少ない場合は、計画高水位以下で安全に洪水を流すことができる。



- 洪水流下の支障となる樹木が繁茂すると河積が小さくなり水位が上昇する。



- 樹木が繁茂しないよう適切に樹木の管理を実施する。

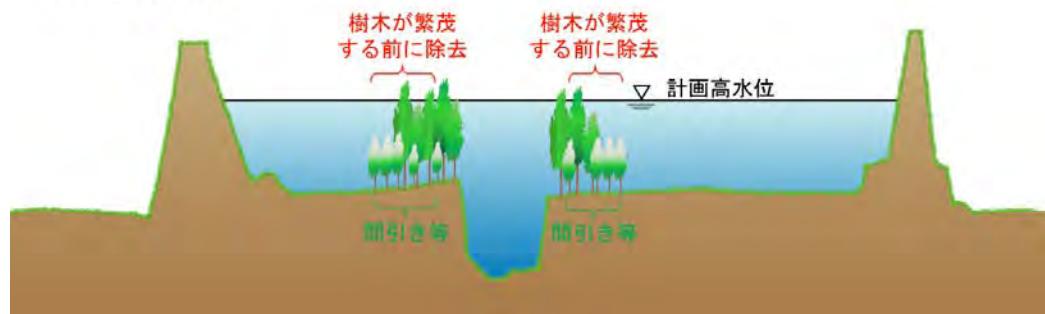


図 2-10 河道内樹木の保全イメージ図

ウ) 河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況、土砂堆積や河床低下等の河道状況を把握するとともに、その状況に応じ適切に措置する。

土砂や流木が堆積し洪水の流下の支障となる箇所は河道整正等を実施し、河床洗掘等により既設護岸が破損するなど、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切な方法により補修する。

b) 構造物等の維持管理

樋門・樋管等の河川管理施設が長期にわたり最大限の機能を発揮できるようにするため、効率的、効果的な点検・整備を行う。

なお、樋門等の操作は、操作性の向上、省力化を図るため、施設の統合及び集中管理による遠隔操作化等を検討し、より効率的かつ確実な施設操作を実施していく。

鹿ノ子ダムについては、降雨や貯水池の状況を把握し、治水、利水、環境に寄与するよう施設の目的に応じた適切な維持管理を行う。また、ダムの治水、利水の機能を最大限発揮できるよう、運用について、必要に応じ調査・検討を行う。

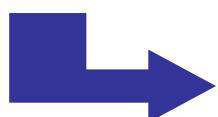
表 2-5 主な河川管理施設等(堤防を除く)

河川名	河川管理施設等	箇所数等
常呂川	ダム	1 箇所(鹿ノ子ダム)
	樋門・樋管	63 箇所
	水文観測所	水位観測所 10 箇所(峰映、置戸、上常呂、北見、忠志、太茶苗、上川沿、河口、鹿ノ湯、豊実) 雨量観測所 12 箇所(河口、上川沿、太茶苗、豊実、北見、訓子府、置戸、旭山、常元、鹿ノ子ダム、椎常呂、平の沢)
無加川	樋門・樋管	6 箇所
	水文観測所	水位観測所 2 箇所(留辺蘂、北光社) 雨量観測所 3 箇所(留辺蘂、上無加、富士見)
柴山沢川	樋門・樋管	1 箇所
隈川	樋門・樋管	1 箇所
ポン隈川	樋門・樋管	1 箇所

(平成 18 年 4 月末現在)



※管理橋の老朽化及び
手すりの高さ不足



樋門管理橋の補修及び安全対策

(2) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はその恐れのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

2) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等水防体制の充実を図る。また、協議会は、土砂、麻袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。

さらに、洪水時には水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化の支援に努める。



水防活動の状況（北見市）

3) 洪水予報、水防警報

常呂川(国管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図る。雨量や水位及び洪水予報などの災害に関する情報について、洪水予報文を避難行動との関連が分かりやすく改善したほか、既存の量水標に加え、樋門等を活用して量水標を設置して危険の度合い応じて着色するなど、関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民に迅速かつわかりやすい情報の提供に努める。

- 洪水予報：〔常呂川はん濫(注意、警戒、危険、発生)情報〕洪水のおそれがあると認められるとき、網走地方気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達するとともに、メディアを通じて直接住民に知らせる情報。
- 水防警報：水防活動が必要な場合に、北海道、水防管理団体である市町村を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

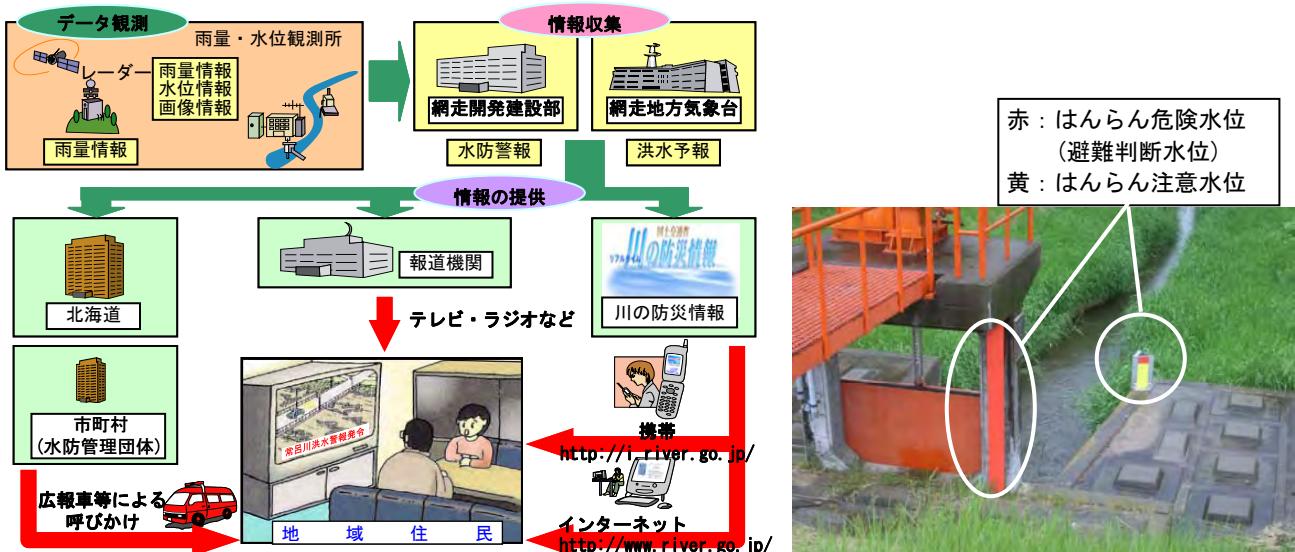


図 2-11 洪水予報の伝達のイメージ図

わかりやすい量水標

4) 水災防止体制

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制及び連絡体制の一層の強化を図る。

洪水時の河川の状況及び氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をよりわかりやすい情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方等から現地の状況等を知らせていただく等、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を支援する。

さらに、地域住民や関係機関と連携し、洪水時の河川の状況や氾濫の状況を周知することにより、洪水の被害の軽減に努める。

5) 地域防災力の向上

災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」は自助・共助・公助がバランスよく機能してはじめて達成されるものであることを踏まえ、引き続き洪水ハザードマップ^{注)}の充実及び活用に関する技術的支援や地域防災に関する啓発活動等への支援を行い、地域の防災力の向上を図る。

水防法の規定により、自治体においては洪水予報等の伝達方法を住民に周知させ、水災による被害の軽減を図るため、これらの事項を記載したハザードマップ等の公表・配布その他の必要な措置を講じなければならないとされている。現在、関係する流域の洪水ハザードマップの公表は完了しているが、今後も災害情報普及支援室等の活動を通じ市町村の洪水ハザードマップの充実のための支援や住民への普及促進の支援を積極的に行う。

注) 洪水ハザードマップ： 河川が氾濫した場合に備えて、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所などの情報を地図上に明示したもの。

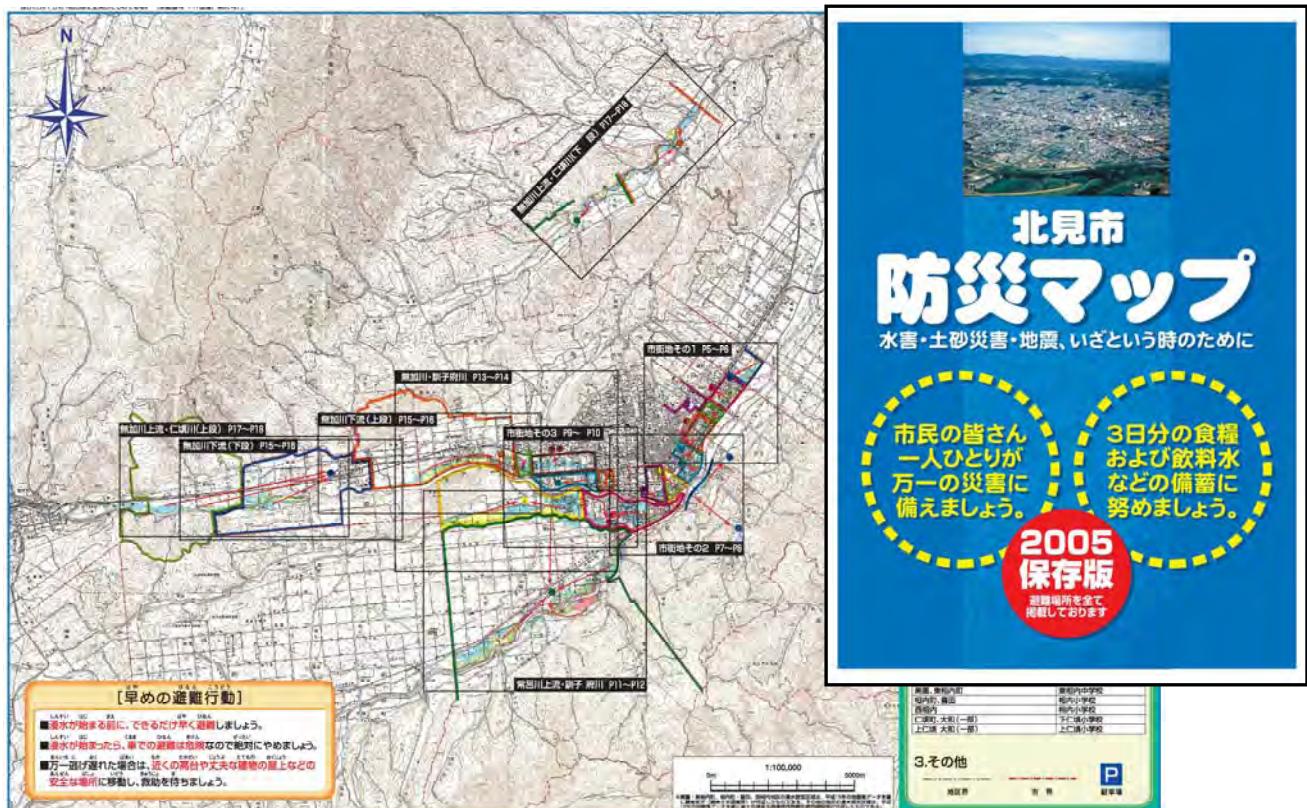


図 2-12 北見市洪水ハザードマップ

6) 水防資機材

水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充する。

(3) 災害復旧

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。大規模災害が発生した場合に、河川管理施設及び公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関する専門の知識を持つ防災エキスパートを活用する。

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質の保全・改善

水質の保全に当たっては、常呂川の水質(BOD)は、概ね環境基準値程度で推移しているものの、大腸菌群数は環境基準を超えており、このため、平成14年度より「第2期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」事業の対象河川となり、この計画に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の整備促進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減、鹿ノ子ダムの運用見直しによる流況の改善に取り組むなど、北海道及び流域市町などと連携し、現況水質の改善に努める。

また、流域からの土砂流入による本川等の濁りについては、耕作されている堤外民地について、買収を含め対策を検討するとともに、関係機関等と連携して取りまとめた「常呂川の水をきれいにしたいね！～流域からの土砂流出を防止・軽減！！～」(平成19年常呂川の濁水に関する流域検討会)に基づき、関係機関等で土砂の流出に関する対策の実施及び情報交換等を行い、流域からの土砂流入の軽減に努める。

その際、流域から発生する土砂については、十分その機構が解明されておらず、海域への影響も含め、引き続き調査・研究を進める。

また、河口付近の土砂の堆積等は、洪水時に、直接海域への土砂供給に影響を与えることから、維持管理にあたっては十分留意する。

更に、定期的に水質観測を行い状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り、現況水質の維持に努める。

(2) 水質事故への対応

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実を図る。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充する。

(3) 渇水への対応

渴水による取水制限は、制限の程度に応じて地域住民の生活や社会活動等に大きな影響を与える。このため、渴水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、常呂川水系常呂川渴水調整協議会等を通じ、渴水調

整の円滑化を図るとともに、地域住民に対して水の再利用や節水等を呼びかける等、流域全体での取り組みに努める。

(4) 河川空間への適正な利用

北見市街地周辺及び無加川付近の河川公園等は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として利用されており、引き続き関係自治体等と連携し、これらの機能が確保されるよう努める。

なお、北海道と協同して策定した「常呂川水系河川空間管理計画(平成2年3月)」を必要に応じて見直しを行った上で、河川空間の適正な利用が図られるよう適正に対処する。

(5) 河川美化のための体制

河川美化のため、河川愛護月間(7月)等を通して河川美化活動を実施すると共に、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。また、地域住民や市民団体と連携して河川空間の維持管理を進める。

ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化や悪質な行為の関係機関への通報等の適切な対策を講じる。

(6) 地域と一体となった河川管理

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備や河川愛護モニター制度の活用等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が各々の役割を認識し、連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する。

また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況を踏まえ、これら多様な主体の参加による、連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず、防災、教育、社会福祉等様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの構築に寄与するよう努める。

常呂川では、河川清掃など様々な市民活動が行われており、今後も継続するよう、地域住民と河川管理者を繋ぎ多様な主体の自主的運営をリードする人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援する。また、上下流の住民及び自治体間の交流活動や森林保全活動等に対する支援を行う。

このような市民活動や自治体間の交流活動が、常呂川の流域内にとどまらずに網走管内の他の流域にも展開されるよう支援する。

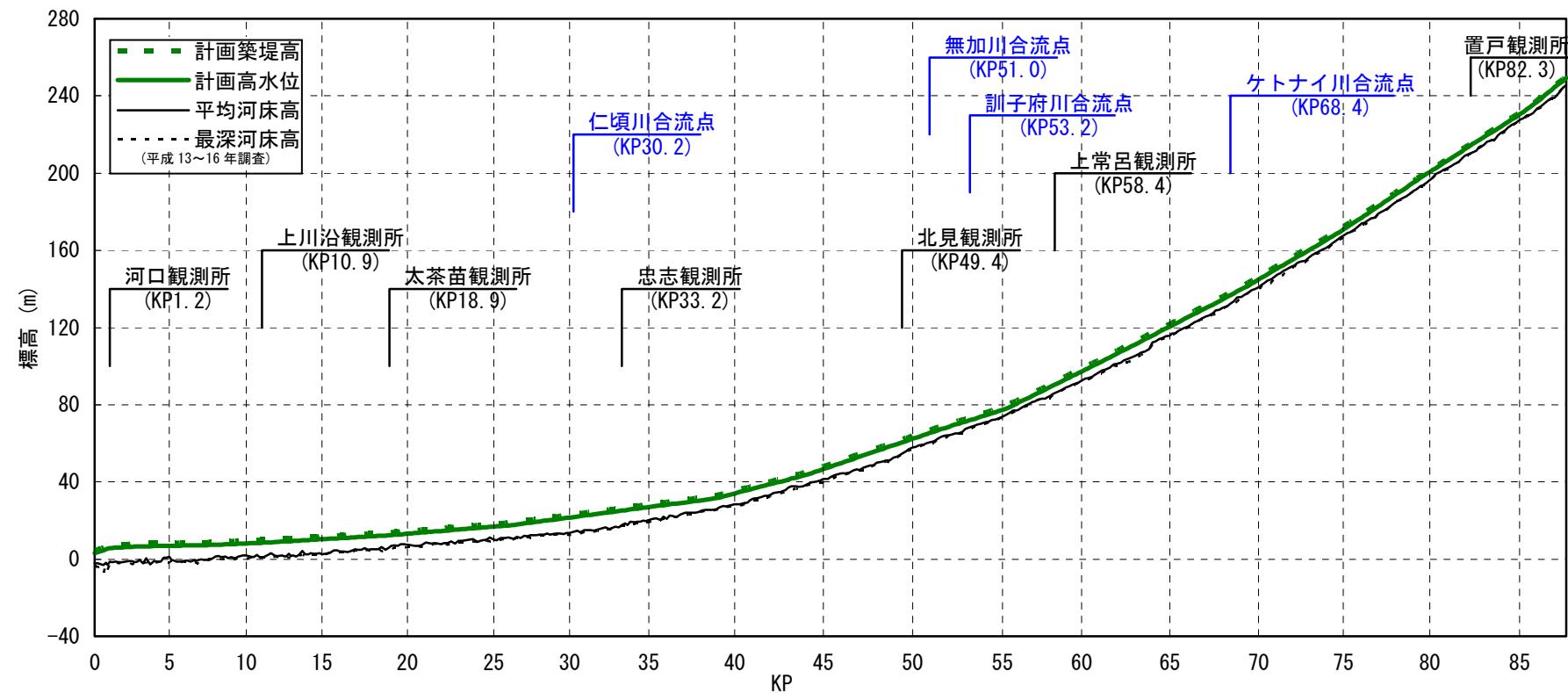


常呂川の清掃活動

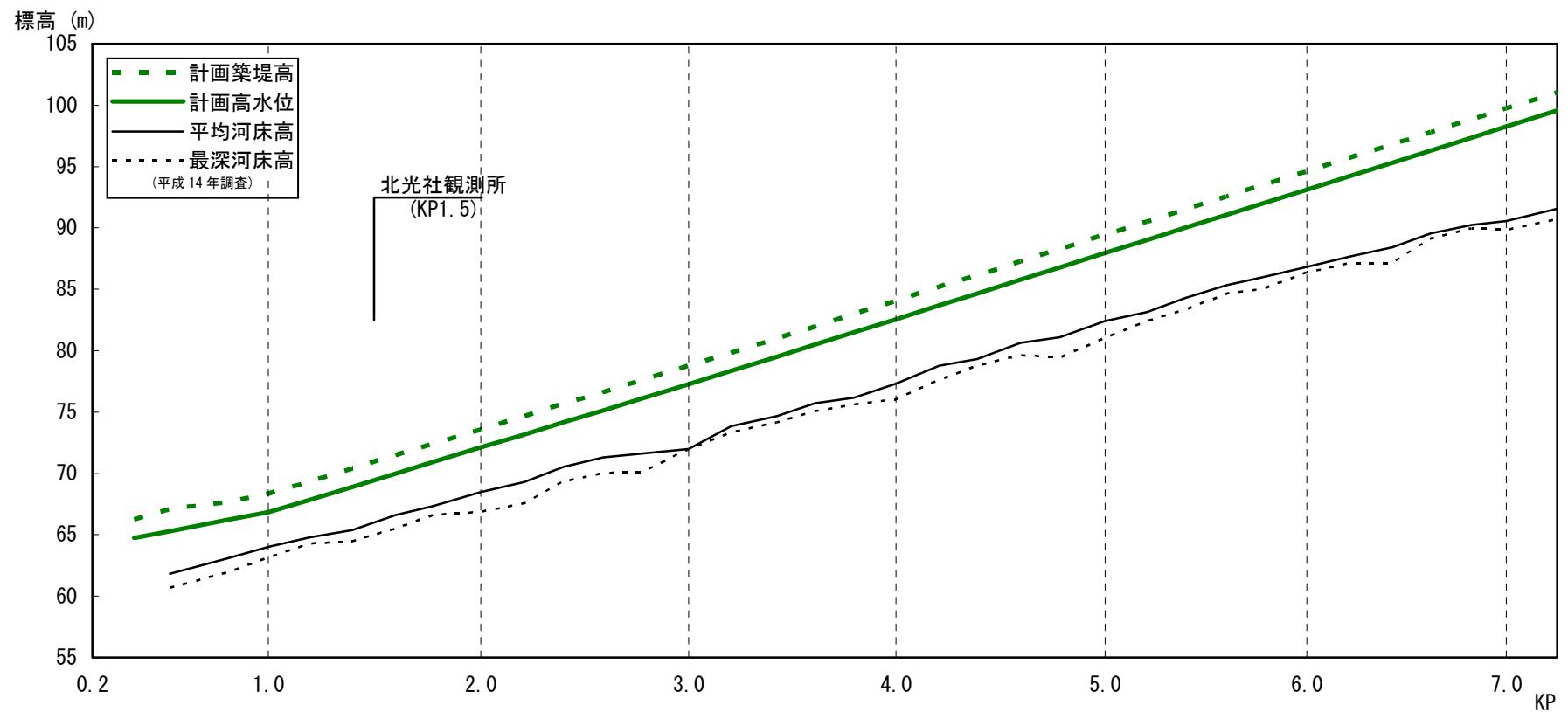
常呂川河川整備計画 附図
常呂川・無加川



常呂川水系 計画平面図

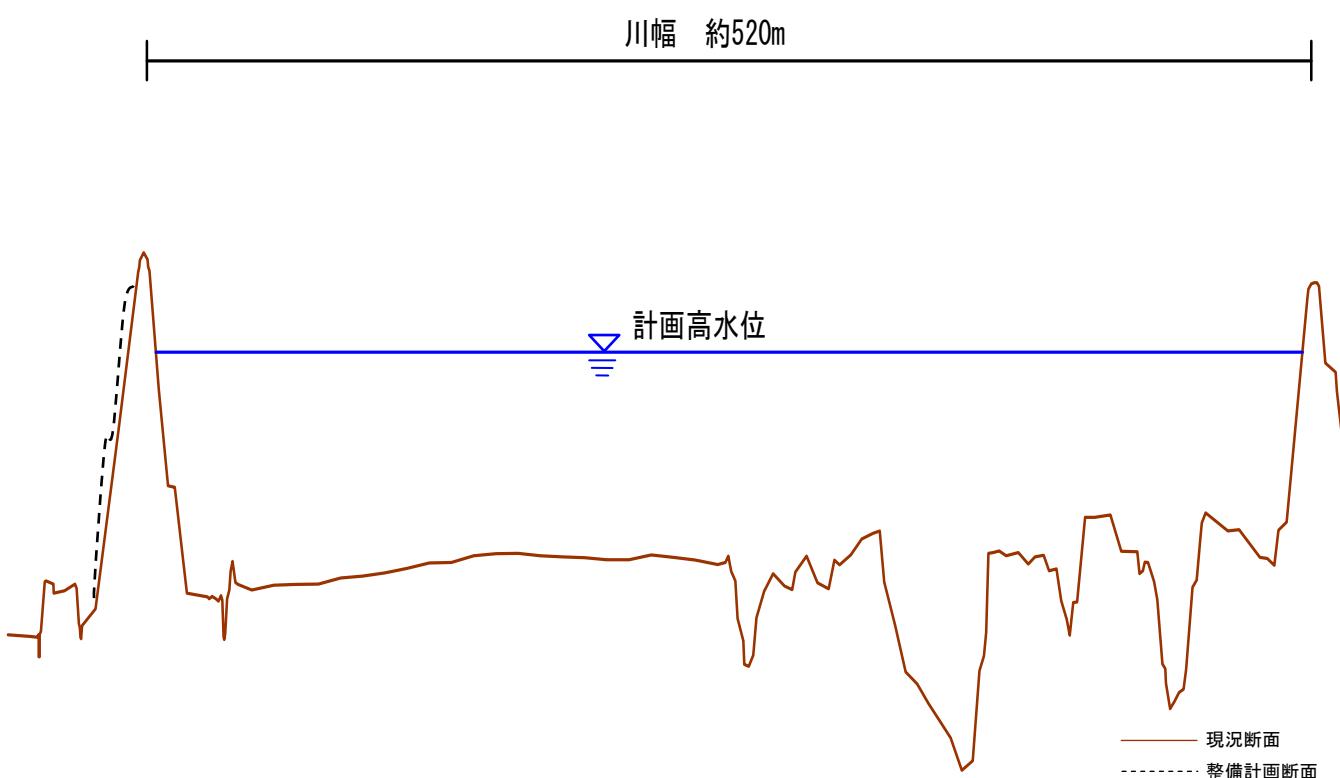
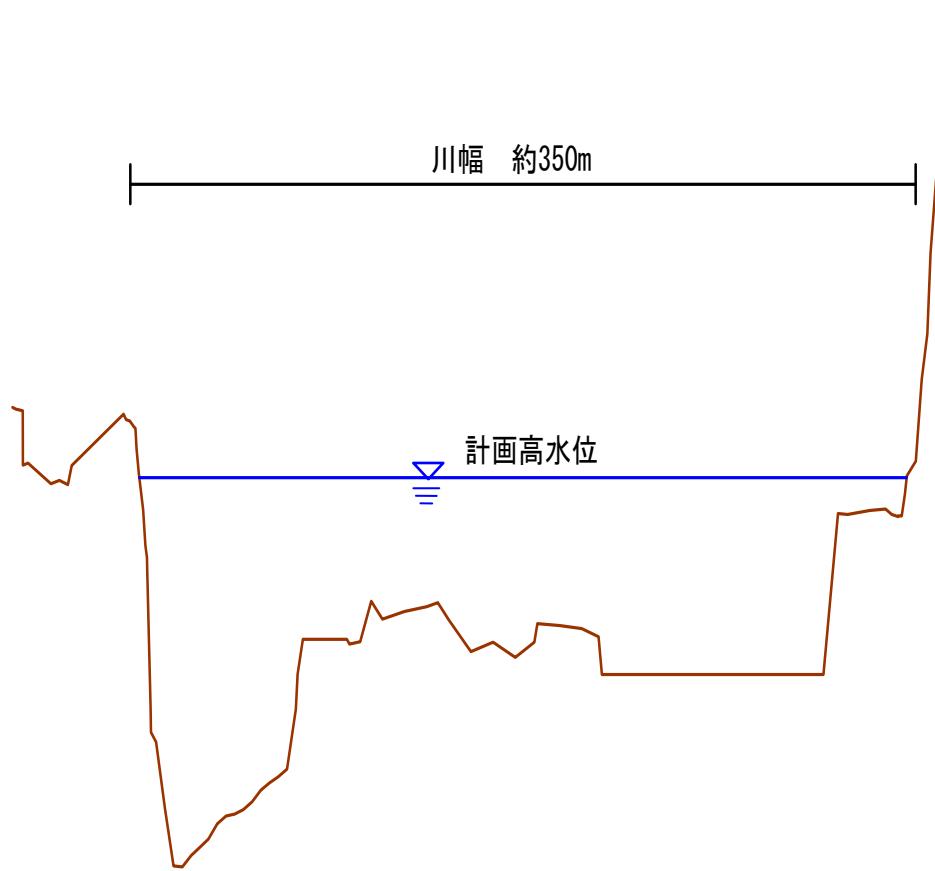


計画高水勾配	1/1710 1/303 1/5432 1/2532 1/1793 1/1280 1/810 1/410 1/313 1/338 1/216 1/208 1/199 1/182 1/162 1/151 1/150 1/129
計画築堤高	7.23 4.48 8.04 8.77 10.01 13.92 19.14 33.02 45.34 68.20 79.36 102.77 133.39 143.04 181.82 230.1850.32 237.88
計画高水位	5.73 2.98 6.54 7.27 8.51 12.42 17.64 31.52 43.84 66.70 77.86 101.27 131.89 141.54 180.32 229.1849.32 236.88
累加距離	834 0 2219 6184 9324 16336 23016 34264 39315 46462 50233 55291 61650 63572 70395 7837181136 79535

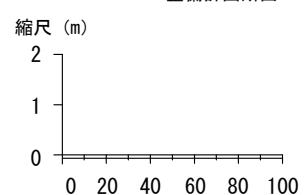


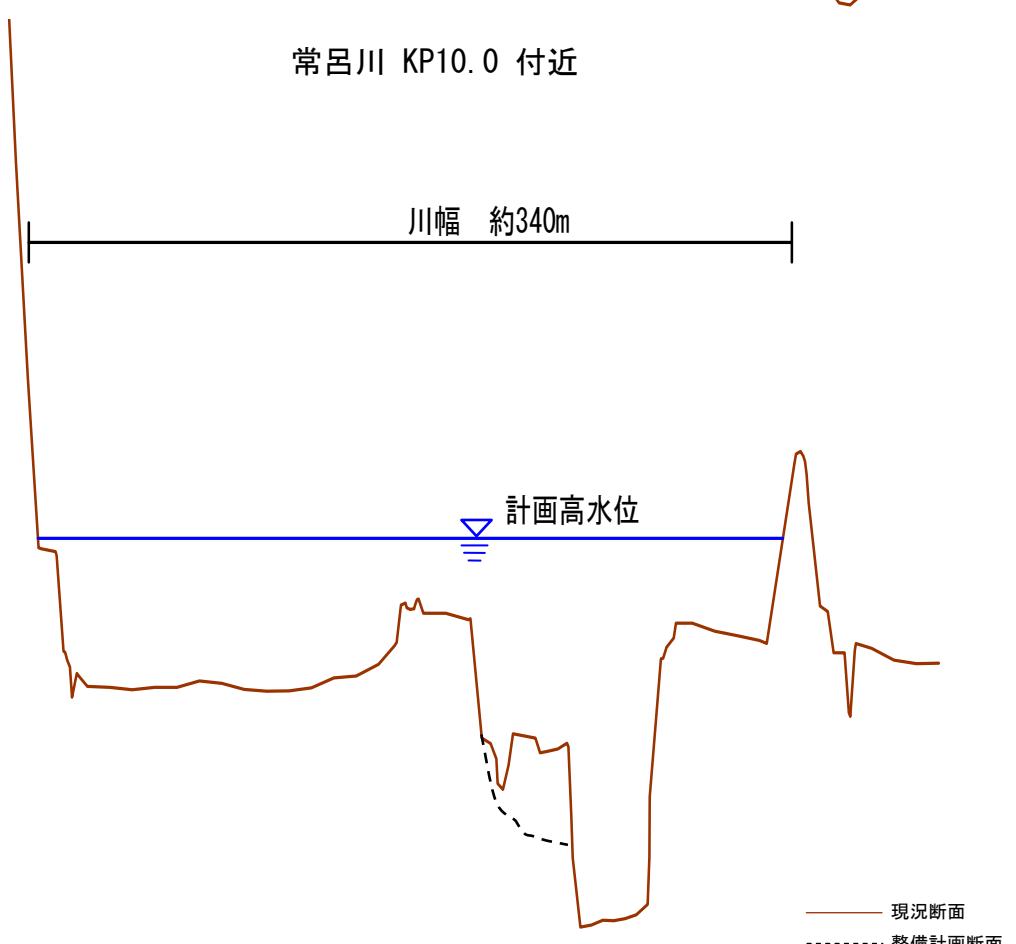
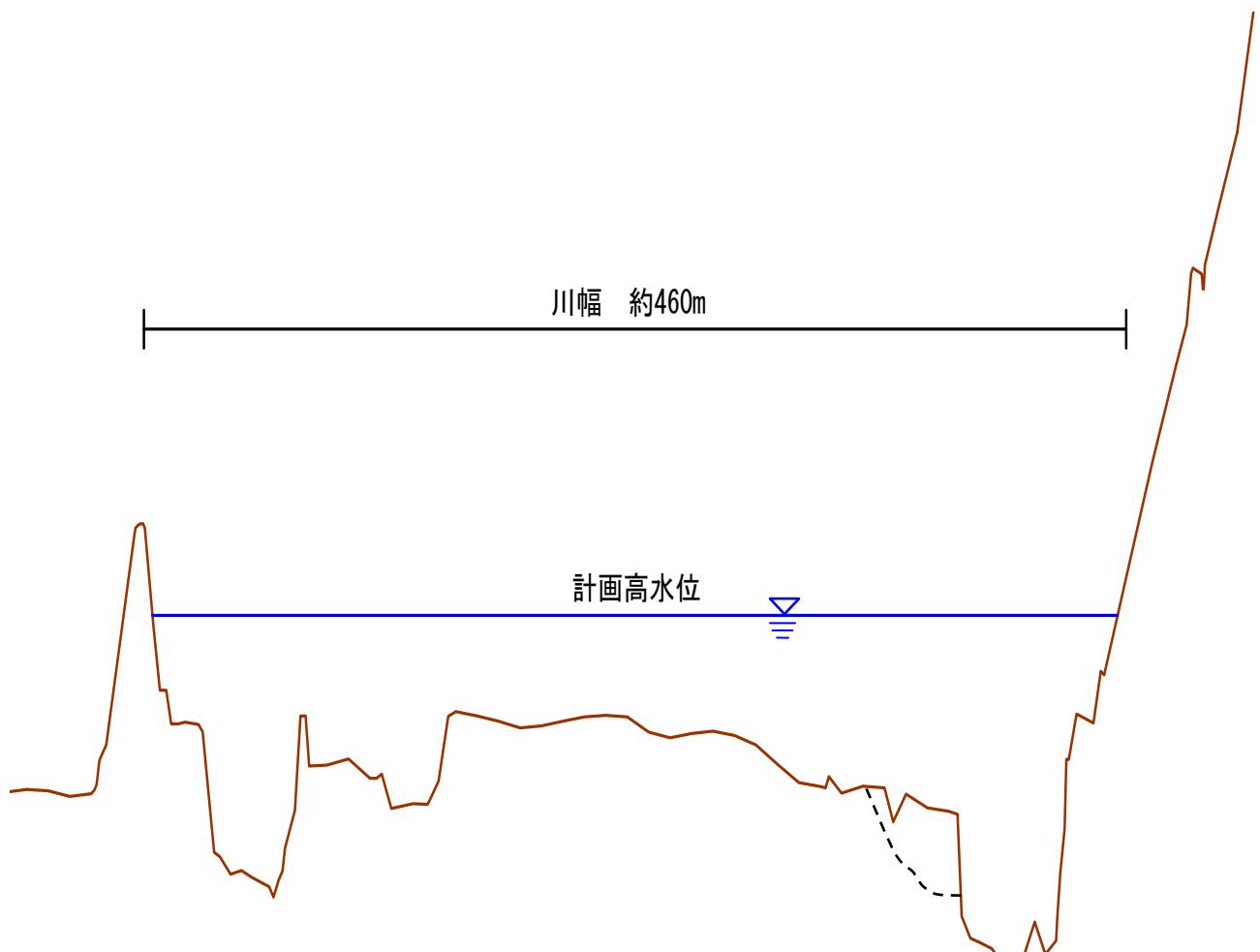
計画高水勾配	1/300	1/186	$I=1/180$
計画築堤高	66.26	68.33	79.84
計画高水位	64.76	66.83	78.34
累加距離	0	815	2958
			101.06
			99.56
			6780

無加川 計画縦断図

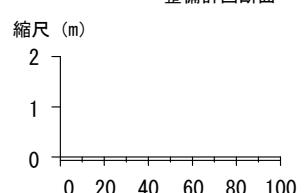


常呂川 計画横断図 (1/9)

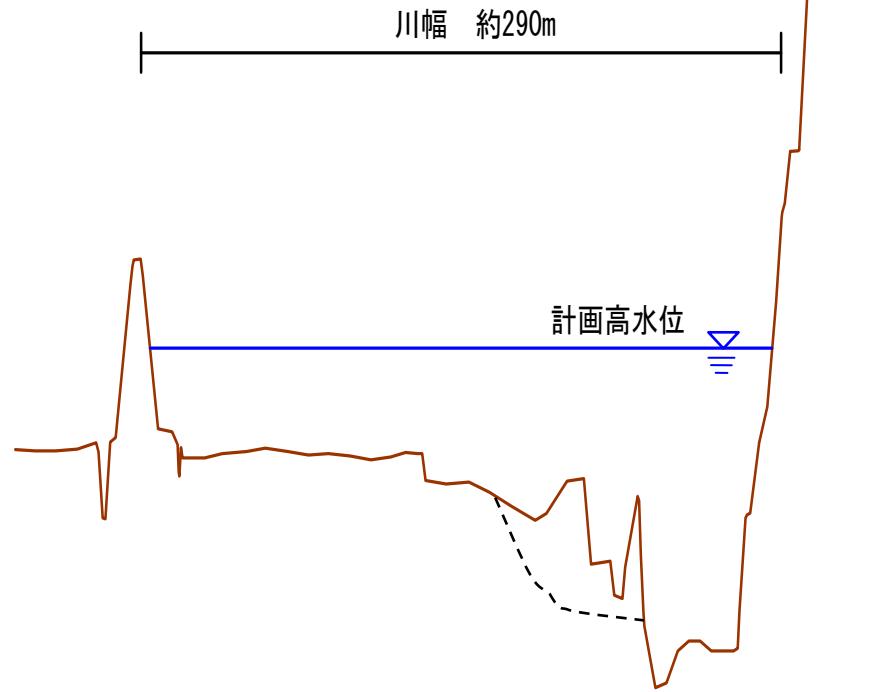




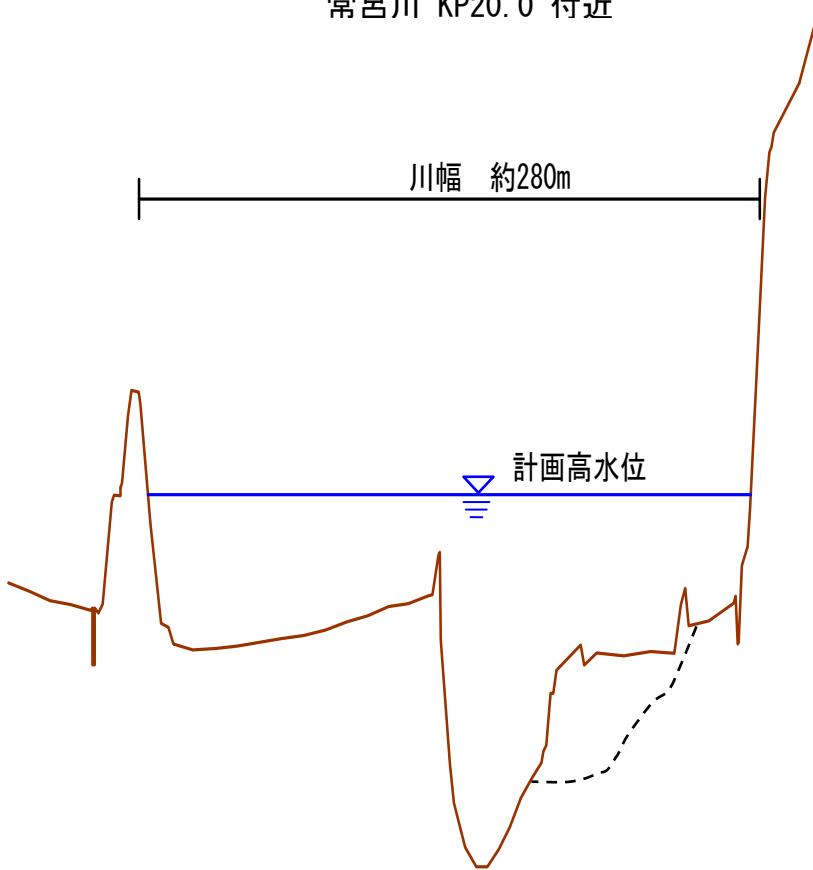
現況断面
整備計画断面



常呂川 計画横断図 (2/9)

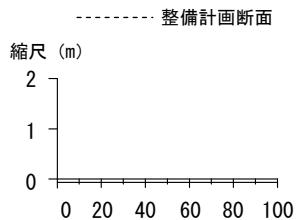


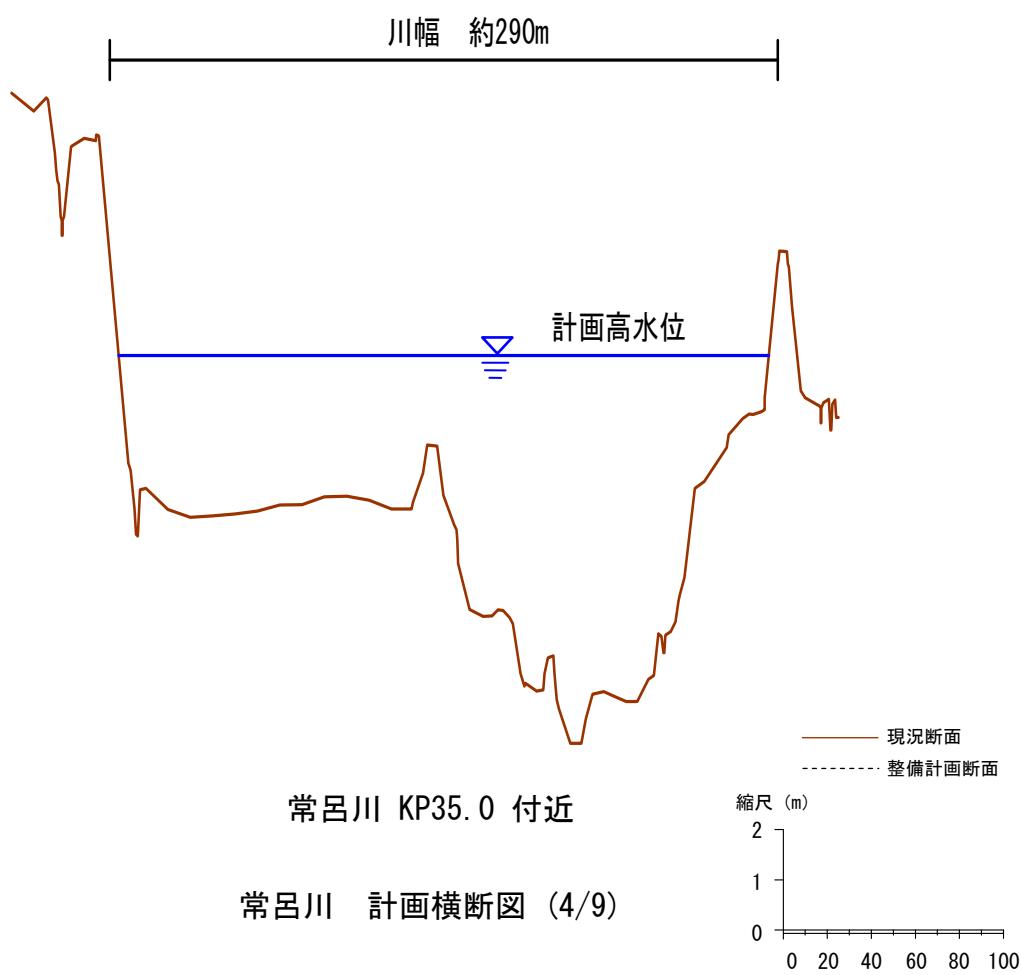
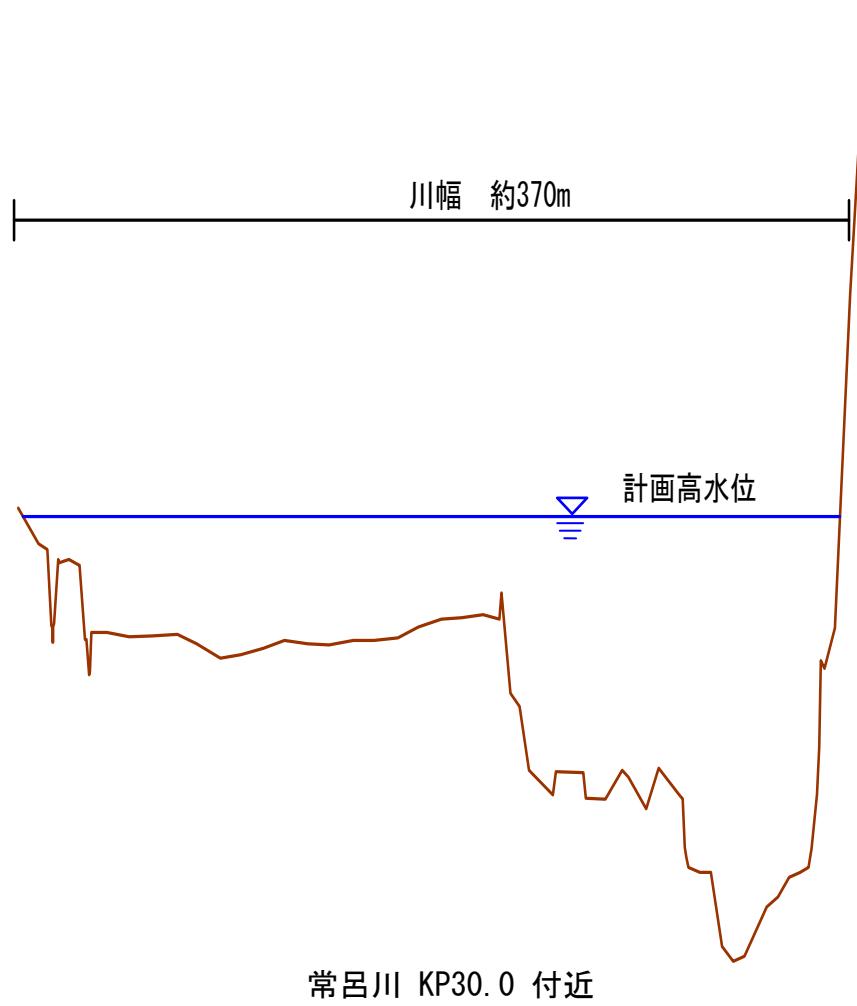
常呂川 KP20.0 付近

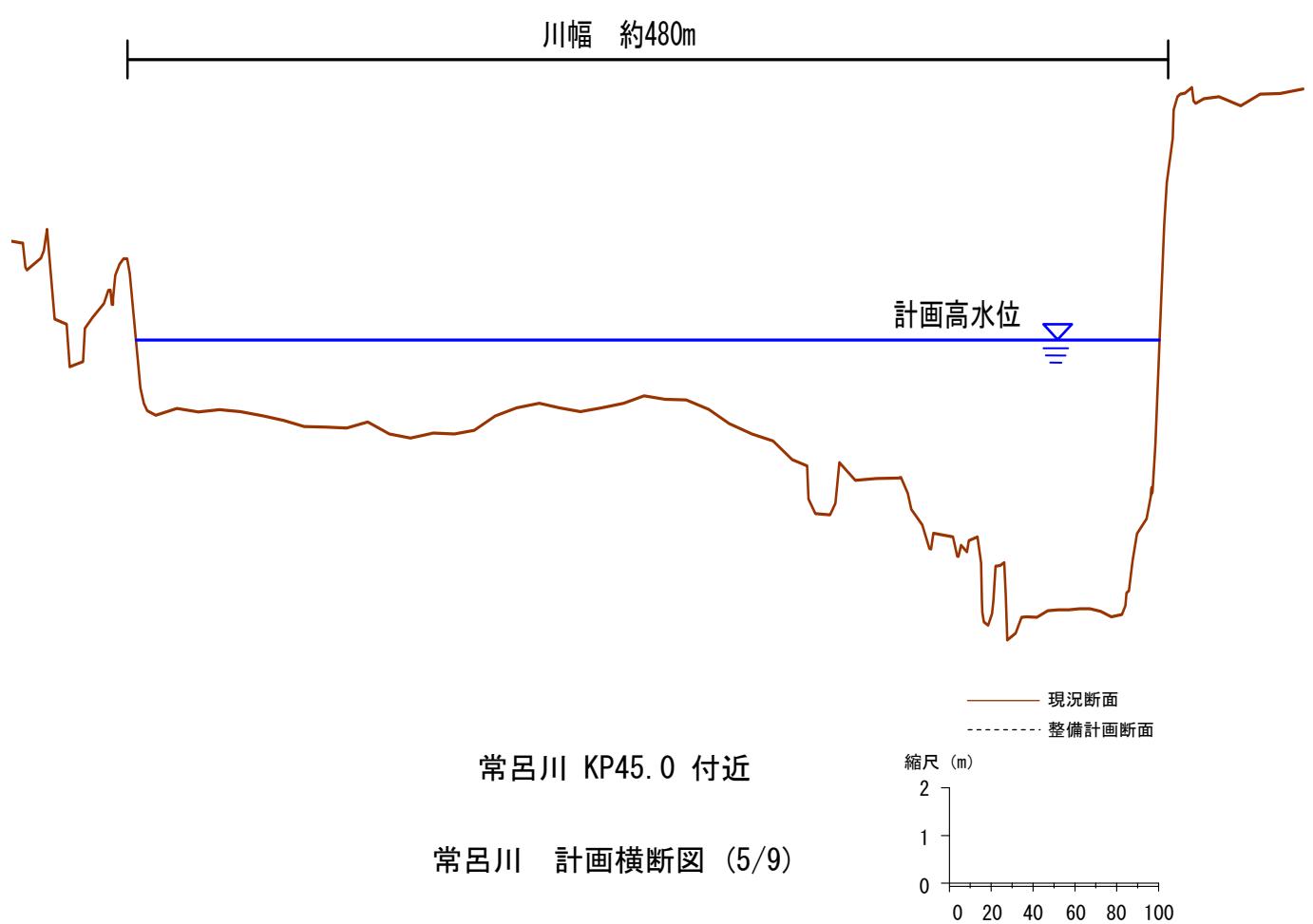
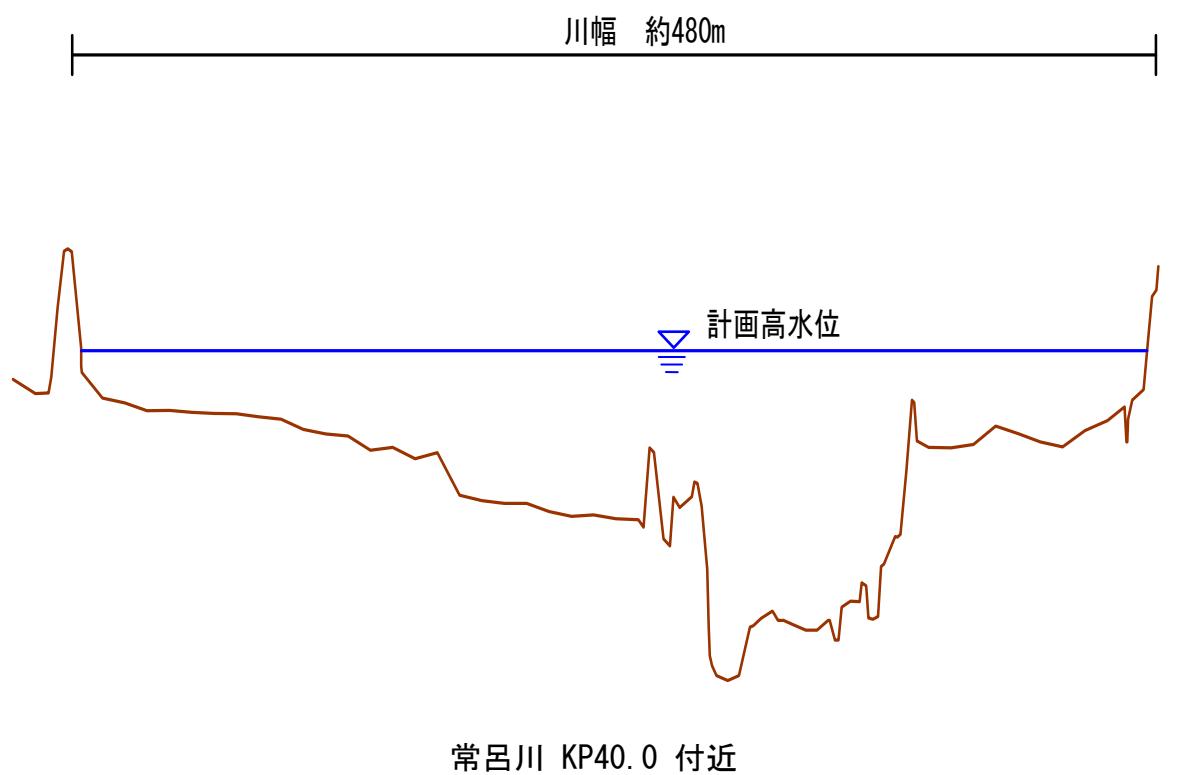


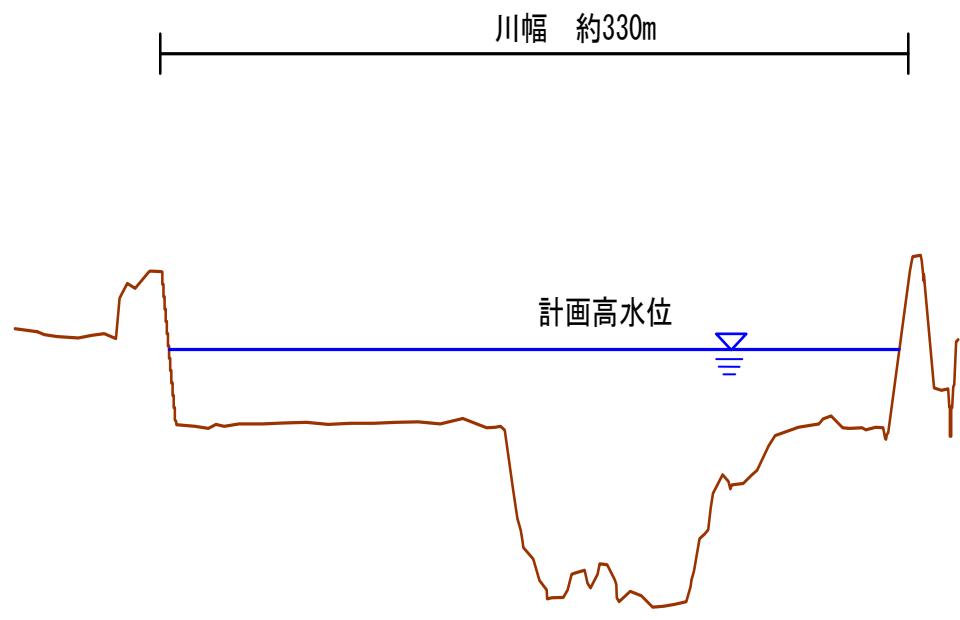
常呂川 KP25.0 付近

常呂川 計画横断図 (3/9)

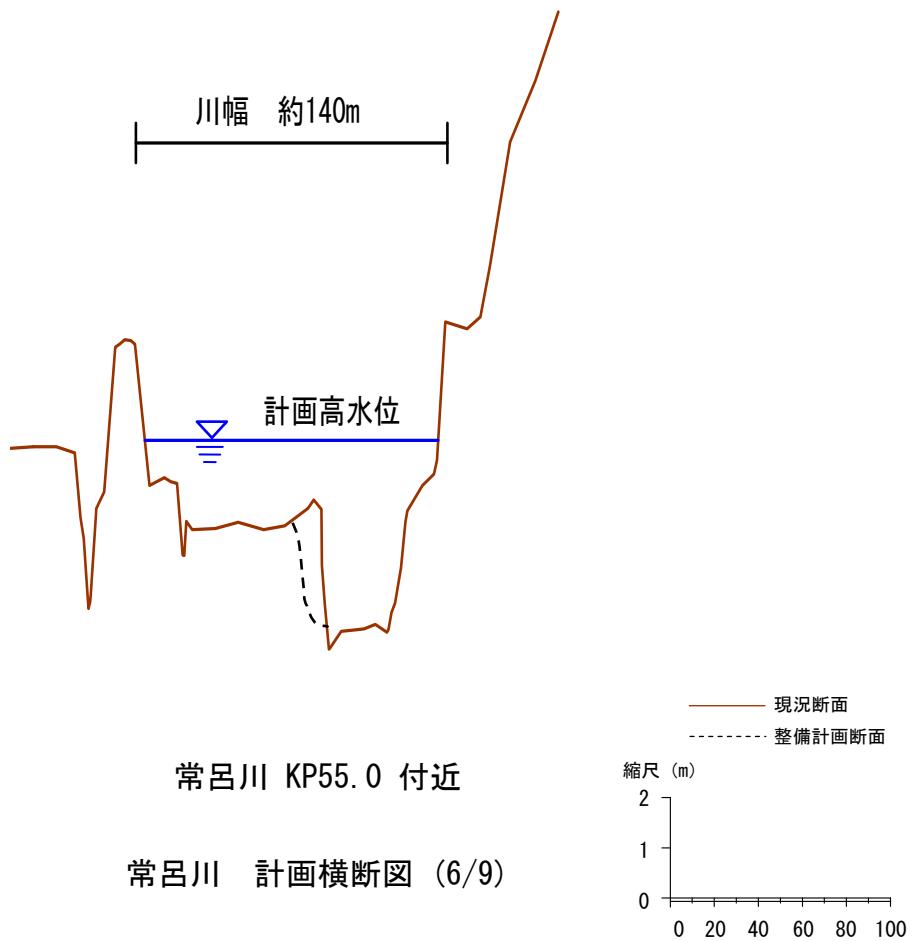




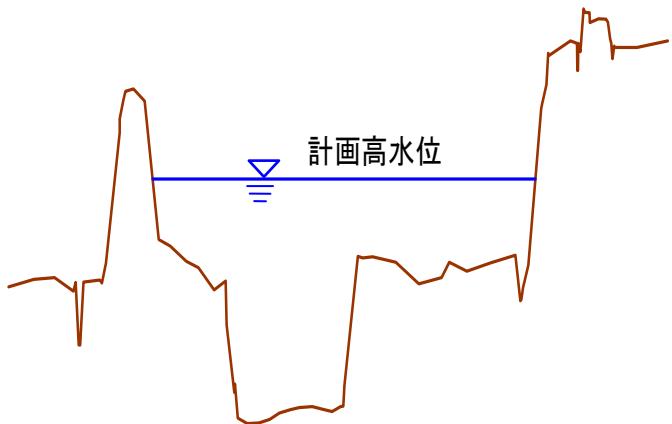




常呂川 KP50.0 付近

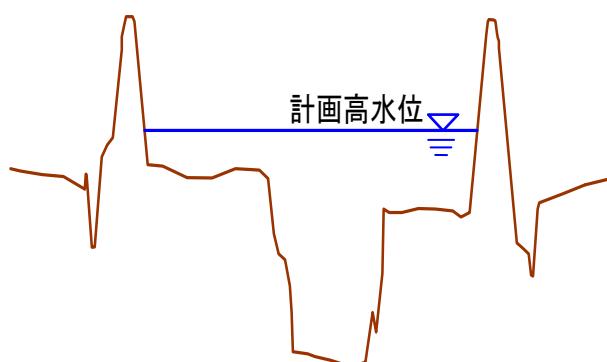


川幅 約180m



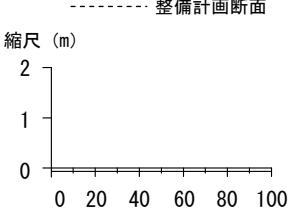
常呂川 KP60.0 付近

川幅 約160m

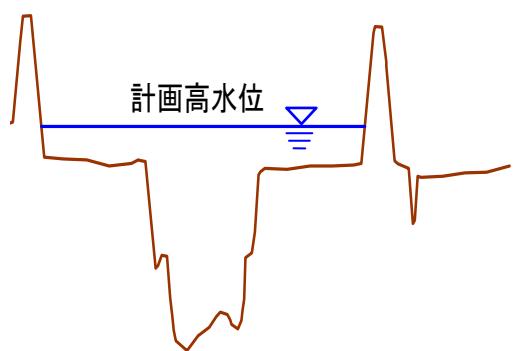


常呂川 KP65.0 付近

常呂川 計画横断図 (7/9)

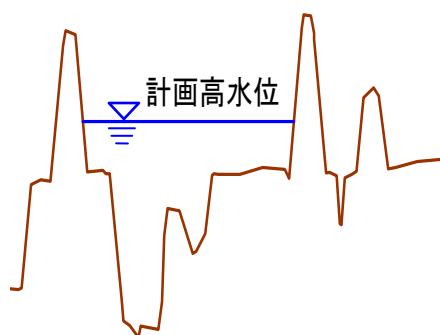


川幅 約150m



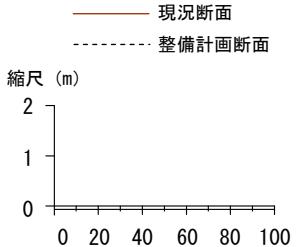
常呂川 KP70.0 付近

川幅 約100m

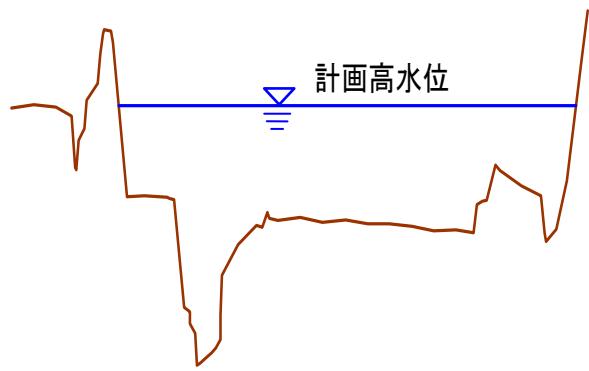


常呂川 KP75.0 付近

常呂川 計画横断図 (8/9)

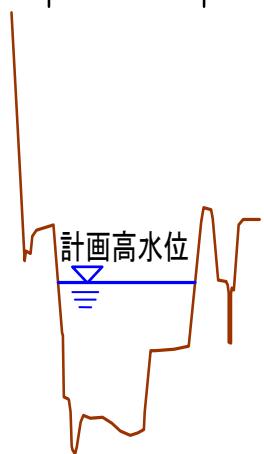


川幅 約210m



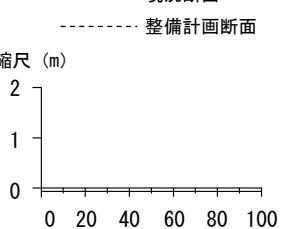
常呂川 KP80.0 付近

川幅 約 70m

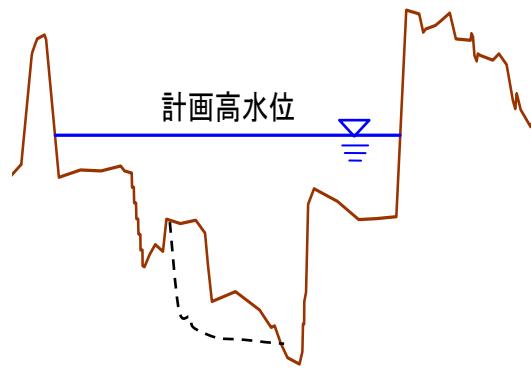


常呂川 KP85.0 付近

常呂川 計画横断図 (9/9)

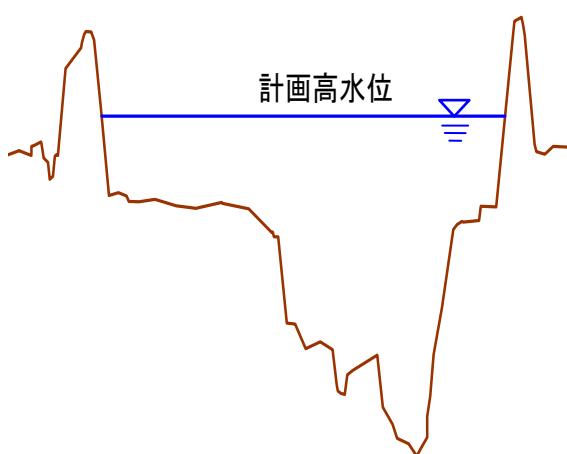


川幅 約160m



無加川 KP 1.0 付近

川幅 約190m



無加川 KP 5.0 付近

無加川 計画横断図 (1/1)

